

第七十六回
国会

参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和五十年十一月十二日(水曜日)
午前九時四十三分開会

委員の異動

十一月十二日

辞任

補欠選任

山崎 竜男君

望月 邦夫君

志吉 裕君

赤桐 操君

野田 哲君

片山 甚市君

和田 静夫君

森下 昭司君

出席者は左のとおり。

委員長

原文兵衛君

理事

金井 元彦君

安田 隆明君

野口 忠夫君

神谷信之助君

委員

安孫子藤吉君

井上 吉夫君

岩男 顕一君

大谷藤之助君

夏目 忠雄君

初村滝一郎君

望月 邦夫君

赤桐 操君

片山 甚市君

小山 一平君

福岡 知之君

森下 昭司君

阿部 憲一君

上林繁次郎君

市川 房枝君

国務大臣

自治大臣

福田 一君

政府委員

文部省管理局長

清水 成之君

自治大臣官房審議官

石見 隆三君

自治省行政局長

植弘 親民君

自治省財政局長

松浦 功君

自治省税務局長

首藤 堯君

常任委員会専門員

伊藤 保君

事務局側

大蔵省主税局長

福田 幸弘君

厚生省児童家庭局長

加藤 睦美君

建設大臣官房會計課長

伊藤 晴朗君

説明員

本日

伊藤 保君

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

昭和五十年に付した案件

う、三分の一が国税三税で取ったもので地方にやれるアップリミットだというようにことをよく言う方もおられますが、その限界に近づいておるわけではございません。決して私もそれを容認するわけではございませんけれども、そういう意味ではある程度、先生のおっしゃられたように、地方財政制度の基盤の強化が図られている。その後交付税率を引き上げないで今日までやってこれたのは、国税三税が比較的順調に伸びを示したということによって、地方財政計画のバランスがとれたことだと思ふのでございます。

したがって、今日あるいは来年のように、現行制度のもとで国税三税の大きな伸びが期待できないというような状況になってまいりますと、また新たな角度で地方財政制度をどうするかということに組み込む必要があるというふうに考えております。私もこのように経済状況のもとで、日本の経済がどういふ方向に、どういふ形で動くかは私もよくわかりませんが、それらの諸元が政府として決定されると思ひます。それを基礎にいたしまして、いかにあるべきかというところに真剣に取り組むべき時期に来ておるのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○上林繁次郎君 お話はよくわかりますけれども、いまのお話の中で、三十年代は非常に地方の基盤が弱かった、こういうことですね。こういったことが主たる原因という感じがいたしますね。いまのお話からすると、その後、四十年代に入つて経済が大きく成長した。これはもう言うならば、極端な言い方をすれば、ほつておいてもそのことによって財源は何とか賄えた、こういう感じですね。そこで、いまこうやって急激に低成長期に入つて、いままでのような夢を見るわけにはいかない。そうすると、これからの地方財政、行財政というものはどういふ方向に行くべきなんだろうということを感じておる。そういう時期を迎えて、三十年代に基盤が弱かったといういまのお話、

話、いままさに高度成長が見込めない今日、やはりその三十年代と同じように基盤というものが非常に軟弱なものになってきたというふうに考えていいんじゃないかと思ふんです。

そこで、いまもちょっと話がありましたけれども、その辺のところを踏まえて、やはりこの辺で交付税率のアップですね、この変更を考えなければならぬ、そういう時代に來ている、こんな感じがするわけなんです。その点はやはり前向きで取り組んでいかなくてはならない、こういうふうに私は思ふんですね。その辺の今後取り組みでいく決意というか、そういうものについてひとつもう一度お答え願ひたい。

○政府委員(松浦功君) 三十年代の財政の基盤が弱かったのは、国の方にウェイトがかかっておつて地方財政の基盤が弱かった。四十年代はある程度バランスがとれておつたと私も考えておりますけれども、経済の成長に伴つて国も地方もまああやうな。今度は低成長という形になってまいりますと、国も地方もやれないという状況になつていくわけですね。したがって、国から財源をたいた地方に持つてくるという形では、日本の公経済というものは私どもはなかなかうまく回らぬのではないかと。国、地方を通じてどれだけの歳入が必要なのか、じゃそれに見合う歳入をどうやって確保するのかという基本問題に立ち至つてそういう方向を決める。決めた上で歳入を地方と国との間でどう分けるか、こういう角度で物の検討に入つていくべきだというふうに理解をいたしておるところでございます。

したがって、明年度直ちに交付税をどういふものにするかは私も考えておりませんが、少なくとも、できるだけ早い機会に経済の見通しを立てて、国、地方を通ずる財源の確保なりあるいは歳入規模の確定なりというものと見合ひながら、国と地方との財源配分ということに真剣に取り組む。その場合には、もちろん交付税率の引き上げ問題ということも頭の中に置きながら、交付税率を引き上げないでも、国税から地方税に税源を移

譲してもらえればそれでもよろしうございます、いろいろな方法がございまして。どの方法をとるかについては、政府部内で十分慎重に検討いたしまして結論を求めるように努力をいたしたい、こういうふうに考えております。

○上林繁次郎君 いま昭和四十年代の対処の仕方についてお尋ねしたわけですが、四十六年の補正のときに、いわゆる地方税の減収分に対する措置として、金額は申し上げませんが、政府が引き受けた、何といひますかね、政府資金の割合ですね、これは四〇%、公共事業に対しては八〇%。今回も同じなわけですね。まあ、あのときの四十六年と現在の状況というものは大分違うことはおわかりのとおりです。そこで、四十六年と今回とを比べてみると、今回の方が非常に厳しいというところだけはわかる。そういう中で同じような内容でこれを措置しているという、これは少し前進がなさ過ぎるのではないかと。同時に、特に、四十六年も政府資金は四〇%、公共事業については八〇%、今回も同じである、そこには何か根拠があるのか、その点をひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(松浦功君) 財政状況が四十六年の場合に比べて非常に困難であることは、先生御指摘のとおりでございます。したがって、私も私として、減収補てん債についても四割より高い率で政府資金をいたしたいと、こういうつもり、公共事業についても全額政府資金ということをお願いをいたしました。現実には国債等の問題に絡んで、幾ら探してみても実は政府資金がないわけではございません。全部かき集めてもらつて、ともかく過去の例の最高である四十六年の事例を下回つたものでは私どもとしてはもう地方団体に言ひわけも説明もできないということ、やつとこれだけのものをかき集めていたのだというところではございまして、私も四十六年の例でよろしいと思つてすべて態度を決めておつたということではございせん。現実には政府資金がない、こういう前提で無理に無理を重ねてこれだけのものをかき集め

て、四十六年の——いままでの最高の例でございまして、それを下回らないようにしていただきたい、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○上林繁次郎君 これは先ほどとちよつとダブるような形になるかもしれませんが、従来、先ほど申し上げたようにしばしばこういうような、こゝまではひどくないけれども、たびたびこういうような状態に地方は見舞われた。そのときには御承知のように、いわゆる経済の高度成長という、そういうものが必ず後に控えておつたということですね。ところが、現時点ではそういうことはまず見込めないということですね。ですから、そういう問題を踏まえて、やはり考え方として、国はもちろんですけれども、地方財政のあり方に対しては、いままでと同じような考え方で臨む、対処するというわけにはいかぬ時代が來ておる、こう考えるわけですが、ひとつその辺のところを今度は大任の方から一言、その点についてお答えを願ひたい。

○国務大臣(福田一君) ただいま財政局長が申し上げましたように、高度成長時代でございましたから、次の年の税収その他についてもある程度のプラス的要因が相当あったという時代と、今日のうちにそれは——低成長時代でございまして、少ないというときとは、考え方も対応の仕方も変えていかなければならないという意味で、われわれとしても実は、地方財政が相当程度窮乏しておるし、特に福祉関係を充実していかんやならぬということとはこれは与野党を通じての要望でございまして、そういう意味から言へば、この際何らかのプラス的要因を盛つた措置をとりたいとは思つておつたのでありますけれども、いかに国の財政が、税収が二六、七%も落ちるといふ異常な事態が起きてまいりまして、その原因について云々していただければある意味でわれわれの見通しが甘かつたということもあるかもしれませんが、そういうことでございまして、今回の場合にお

いてはそれがなかなか困難であつた。

それじゃ来年はどうだ、こういう御意見がすぐ出てくるのであります。しかし、来年という事になりますと、もうすでに予算編成時期に近づいておりました、しかも、いま補正予算を組んで、それがどの程度の効果をあらわすか、なるべくこれは一日も早く実施に移して景気の浮揚策をとらねばいけませんのでありますけれども、そういうことについてもまだ見込みが定かでないという状況下にあるわけでございます。

そういうときでありまして、しかも今度は法理論的に言へば、地方交付税法の第六条によつて、二年以上続いた場合は、これはどうであらうとも交付税率の引き上げという問題が出てくるわけでありますけれども、いま一年目でございまして、来年はあれですが、三年目にどうなるかというふうな見通しもまだ定かでない。あるいは樂觀的なあれをすれば、今度の六大会議でもつて、相当みんな景気の浮揚という事に協力するということになれば、一つのサーキュレーション、國際的な物並に金のサーキュレーションが早まってくるというふうなことになるれば、これはまた景気がある程度立ち直ってくるということも考えられないわけじゃない。そういうふうないろんな未確定要素を前に控えておりますので、そういう点にもらみ合せて上で処理をしなければならぬという点もあつて、まだ流動的でございます。流動的であります、しかし、六条の適用という事になれば、来年の秋ごろにはこれはひとつ真剣に検討しなければならぬ問題になるかと思つておりますが、いまの段階におきましては、やはりこのような措置でもつて補正予算を組み、来年度予算にすぐこの交付税率の問題等を考えるというのはいささか早計ではなからうか。政治的に見てこれは早計である、法律的に見ればその必要はない、こういう考え方に立つておるわけでございます。

しかし、地方財政の苦しいときでありますから、歳入の面においては何かひとつ、できるだけ

けの歳入増を図る工夫をあらゆる意味においてやってみたい。もちろんこれは税制調査会の答申も待たなければなりません、歳入問題についてはそういう努力をする。

歳入の面においては、やはりこういう苦しいときであります、福祉行政はやらにやなりませんから、これは歳入の見直しもひとつ自治省として考へておられますけれども、これは強制できるものではない、これはもう地方自治体の考へ方の上においてひとつそういう点も十分考へてもらいたい、こういうことでいま対処をしておるというのが現段階の姿でございます。

○上林繁次郎君　そこで、昭和五十年度はこういつたことになつたわけですが、これからのやはり一番われわれが心配になることは、これから先どうなつていくのだから、これはもうだれしもが考へておる。地方財政の今後のあり方、当然あらゆる角度からこれは検討していかねばならぬ問題であります。同時に、したがつて、いますぐそれを明らかにせよ、こう言つても、これはなかなかむづかしい問題だろつと思つて。しかし、もう来年度はすぐ目の前に来ておる。そこで来年度の交付税額、これを国としてはどのくらいに見込んでおるかですね、この点ひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(松浦功君)　本年度の国税三税は、一応国会に御提案申し上げた予算案の中で明確になつております。それが来年度の程度伸びるか、これは名目成長との関係もございまして、税の弾性値の問題もございまして。そういう諸元が大蔵省自体においてもまだ見通しが立つておらぬようでございますので、私も明確に申し上げかねますが、少なくとも申し上げ得ることは、極端な経済の上昇というものでない限り、いまの状況を前提に申し上げれば、本年度当初に計上した四兆四千億の交付税額にとつても達しないだろうと私も見込んでおります。

○上林繁次郎君　達しないだろうですから、明確なことは言えないかもしれませんが、そうなりま

すと、いずれにいたしましても、いまでも言われてきておりますけれども、今年度のように、いまのお話ですと四兆四千億まではいかないだろう、どれだけか下回るかもしれない。下回つても、これはまだ来年度も借金行政、これをやらざるを得ない、こういう見通しが立てられておるわけですね。そうなりますと、やはり多少規模は縮小されるかもしれないけれども、地方が借金を負うというだけでは間違ひない、こういうことが言えるわけですね。そうすると、やはりそのいわゆる足りない分については、国としては地方に借金財政を、これは好むと好まざるにかかわらず、そうさせる以外にないんだと、こういうことになりませんか。やはりことしと同じような形で来年も処置せざるを得ない、こういうふうな考へてよろしいですか。

○政府委員(松浦功君)　国の予算編成の基本方針と絡む問題でございますので、明確な答えがでないのが残念でございますが、どの程度地方財政計画の規模がふくらむかということがすべてを決定するわけでございます。いずれにいたしましても、本年度当初の交付税額が確保できないという事になりますれば、特別会計から相当の金額を借り入れまして、地方団体には現実に、借金をあるかどうかを問わず、現ナマをやつぱり手元に配るということでない、財政運営ができないと思ひます。もちろん、それだけということはいまの段階では申し上げていいのかわかりませんが、少なくともわれわれは知識をしばつていろいろと大蔵省と、地方交付団体になるべく後年度に負担を残さないような方途を考へながら折衝するという態度で最大の努力をいたしたいと、こう思つております。

○上林繁次郎君　はっきりしたことがお聞きできないのは残念ですけれども、やむを得ないかもしれないのは借金ですけれども、昭和五十年度は地方においては二兆円以上のいわゆる借金と

こういうことになりませんか。で、来年度は、いま

のお話からすれば、多少はその借金の額もことしよりも低いかもしれないけれども、いずれにしても相当な借金をしなわねばならぬということ、は言えるだろうと思ひます。そうなりますと、たびたび言うようでありますけれども、低成長時代に地方自治体が借金でどうにもならないような時代がやってくる、こう考へざるを得ないという事実は必ずやってくるであらう。それを、どうそれに対処し措置をするかという問題がこれから問題である。そういうふうな見通しをどのようにつけられておるのか、この点ひとつ。

○政府委員(松浦功君)　先ほど大臣からも相当はつきり御意見の開陳がございましたが、五十年、五十一年というのはもう差し迫つた問題でございますので、抜本的な対策は講ぜられないだろう。しかも、経済の見通しがまだ定かでない。来年の秋ごろになればある程度経済の動向というものもつかめるような時期が来るだろう。いずれにしても、五十年、五十一年という事でこの借金財政を取りやめていかないと、国の財政も地方の財政も破綻してしまふ、これは見通しが立たないことになるんじゃないかというのがわれわれの判断でございます。

したがつて、五十一年はいろいろと工夫もいたしたいと思ひますが、基調としては交付税率の引き上げというふうなことは困難だと私も考へております。先生の御指摘のように、あるいはもう一度借金財政ということになるかもしれないけれども、五十一年度でその問題は打ち切りにして、五十二年には、先ほど申し上げましたように、国、地方を通ずる公経済の歳出基準をどうするか、それに見合う歳入をどうするかという根本問題について検討せざるを得ないであらう。全体が国、地方を通じて借金財政という形を抜け出して、そしてなおかつ五十年、五十一年度で背負つた後代への負担というものをどう健全化していくかという計画をその中に盛り込みながら、その作業に取り組んでいく、こういうことであらうかと思つてお

るのでございます。

具体的になかなか申し上げかねるのでつらいのでございますが、新たな税目、税金を起すとか、あるいは受益者分担制度をもつと徹底するとか、いろいろ増収の道があらうかと思ひます。そういった方法を検討いたしまして、公経済における全体の歳入歳出のバランスを合わせる。その中からいまだで負った借金を返して平常に戻していくという形の案を描き出すということが、今後の国、地方の財政に課せられた使命ではなからうか。しかし、いまの段階ではどういふ具体的な策をとるかということは申し上げかねますし、まだ来年度の予算の編成も終わっておらない時期でございますから、その検討の問題にも国も入っておられないと思ひますし、地方もなかなか入り切れない、こういうのが実情でございます。いずれにしても、来年の予算編成でも終わりますれば、大蔵省、自治省両方においてこの基本的な問題の検討に立ち入っていくことに相ならうかというふうな考へておるわけでございます。

○上林繁次郎君 いま局長がお答えになったような点については、理屈の上、理論的にはそうお互いに大差はないだらうと思ひます。われわれが聞きたい、また地方において聞きたい、わかつていという問題は、やはりどれだけの具体的な問題であるかと思ひます。ですから、そういう意味から言いますと、いままでお答えいただいたことはまことに不満足である、こういうことになるわけですが、これ以上話をして大きなところでは余り明快な結論は出そうもない。

そこで、問題はちよつと細くなりますけれども、今回地方の借金分ですね、資金運用部資金、これから借りたこの利息を国が持つようになったわけですね、八百億ですか。当然、地方もそうあつてもいい、こういう願ひがあつた。そこへ、それは国で負担しましょうと、こういうことになった。地方は喜んでゐるだらうと思ひます。しかし、この実態の問題ですね、聞くところによ

りますと国庫余剰金という問題、こういう問題があります。一応表には八百億負担するのだというふうになつておるけれども、国庫余剰金の操作か、八百億がどのくらいになりますか。

○政府委員(松浦功君) 国庫余剰金の運用というものがどれだけの運用かというところは、これはもうあくまでやつてみないとわからないことではございます。ある程度、八百億は要らなくなるだろうというところの推定はできますけれども、具体的にどのくらいかかるかということは私どももつまりからにいたしておりません。しかし、本年度の十一月四日から一兆一千億を借り入れるという前提で、国が予算に二百二億円の利子を計上いたしております。今度の補正予算、御通過をいたしたものであります。したがつて、若干の中余剰が出るだらうと思ひますが、相当国の方も資金繰りが苦しいようではございませんので、その大幅な浮き方というふうにはならないのではないかと推測をいたしております。

○上林繁次郎君 そこで、まあ実際にやつてみなければどのくらいで済むかということとはわからない。少なくとも、これはまことに常識論といひますか、ということになるかもしれないけれども、八百億は見よう、しかし実際にはそうふう操作ができるということ、そうすると、どれだけ減るといふこと。ですから、国は言うならば大みえ切つて八百億ぐらゐは負担するのだよと、こういうふうに言つた。ですから、その国庫余剰金の運用によつてどれだけか、八百億が五百億になるか、あるいはたくさんあればそれが三百億になるか、こういう、やつてみれば結果がいずれにしても結果は出てくる。その八百億までの、八百億と決めたんだから、だからその操作をやって浮いてきたものについては何らかの方法で地方に回してやるぐらゐな、私は——こういうピンチのときだから八百億負担するんですよと大みえ切つたんですからね、やつてみたらこれだけ言うな

らば余つた。何とかしてやると地方は喜びますよ。どうですか、そんな気持ちを持つておられますか。

○政府委員(松浦功君) 私どもも、先生のお考えのような考え方を一時持つたのでございますが、大蔵省は八百億の利子を地方団体に払えと言つたわけなんです。これは大臣が目の色を変えて反対をされました。政治的にすべて要所を押さえていたのだらうで、利子は取らないというふうになつた。私の方にはいたしませんと、払わなければならぬ八百億が要らなくなつたのでございます。それから、効果は八百億まるまるだ、その上に向こうで持つ利子が余りそうだからそれをくれというのはいかんせん、どうも踏んだりけつたりではないか、こういう実は気持ちがあるわけなんです。そのことは実は表に出さなかつたわけでありまして、しかし、そういう諸般の事情も頭に置きながら、今回の措置では全然財政計画上理屈にならない金額を、二百二億円の臨時という形で大蔵省から大臣のお力で政治的にちょうだいしたわけなんです。その辺の含みのある解決ということをお理解をいただいて、この辺でその問題はひとつ御容赦をいただけたらと思ひます。

○上林繁次郎君 今回の対策は地方財政計画に基づいて行われたということですね。そこで、地方では地財計画を上回る規模の財政運営が現実だといふことですね。四十八年度の決算を見ましても、二兆五千億円の差があるわけですね。こういう差を補てんしなければ、地方財政の危機というものはこれから救えないのじゃないか。その辺に差があるといふことですね、この辺をどういふふうに考へておられるんですか。

○政府委員(松浦功君) 御指摘のように、一番新しい時点における決算と計画の乖離、四十八年度に基づいて調べますと御指摘のとおりでございます。ただ、その乖離のうちには、地方債の増発に見合う投資的経費の問題でございますとか、あるいは歳出面でその他行政費の中に入っております貸付金、それからそれに見合う収入としての雑

収入、そういった問題がございますので、こういうものは当然計画の中にも、地方団体独自のやり方でおやりになるので技術的ななかなか盛り込みにくい面がございます。そういう面を切り捨てて考えますと、おおむね一兆から一兆を若干超える金額が乖離しているという形になるかと思ひます。この問題の中には、いろいろ単独事業の問題もあれば福祉行政の問題もあつて、大きな部分を占める人件費の問題もあるわけでございます。なるほどそれに見合つておりました地方税の自然増収がなくなつていく形、これらの歳出に対する財源がなくなつていく形で現在の地方財政の運営の苦しさが出てきていくということに、私どももそのとおり考へておるわけでございます。

それから、これについてどうするかということになりますと、やはり地方財政計画というものが、地方公共団体に対して標準的な財政の規模を示したものであり、それに対する財源の裏付けを保障したものであるといふふうに考えるならば、財政計画に基づいて穴のあく部分については完全に補てんをするという形で措置をする。残りの部分については地方公共団体におかれて歳出の節約、行政事務の見直し、あるいは歳入の増というふうな方法で御努力をいただいて、何とか財政のバランスを保つように御努力をしていただくべきではなからうかといふのが自治省の考え方でございます。

○上林繁次郎君 先ほどお話をしたわけですが、五十一年度、来年度ですね、決して好転することはない、したがつてますます地方財政は苦しくなるであらう、こういう予想が立てられる。五十三年度からは交付税特別会計から借りてくる借金を返済しなければならぬといふ、こういう時期になるわけですから、そうなつてきまうと、地方財政というのはますます苦しくなるというところは、これは火を見るよりも明らかであります。そこで将来の地方財政の見直し、あるいは地方債の償還計画、そういう苦しい中でどうやったら返済できるのかという問題がある。だから、さ

そして、具体的にどうするかということについては、「負担の緩和」ということが書いてございしますが、これについては、きのうもお答えを申し上げましたように、地方団体の財政が苦しいという場合であれば債務履行の延長とか、あるいは臨時特別交付金の交付とか、そういうような手段のうちどれかをとって負担を緩和する、こういう趣旨の覚書というふうに理解をいたしております。

○上林繁次郎君 このことについては、さつき局長が、いかなることがあっても困らないようにす

るのだというところに関連があるという、こういうことですね。ですけれども、このまま見ますと、たとえば、きょうは「緩和」という問題についていろいろ聞かれた。と同時に、私が言いたいのは、「必要がある」と認める」ということですね、これはさっきも言ったように、もう必要に迫られることは当然のことなんだというふうないわゆる認識ができるわけですよ、言うならば。私はそういうふうに思う。だから、「必要がある」と認めるということはどういうことを意味するのかということですね。

それから、「緩和」の問題については、この「配慮を行う」というのはどういう配慮をするのか。「配慮を行う」というのはどういう配慮をするのか。それはいわゆる言葉の上だけの配慮じゃなくて、当然これには実態というものが伴わなければならぬ。どういう形で配慮をするのかということ、こういう具体的なものが知りたいわけですから、これも具体的なことをいいたくないけれども、せんけれども、まあできるだけ……

○政府委員(松浦功君) 今回借り入れた一兆一千億の交付税の償還は、五十三年からということにしてあるわけでございます。五十二年、五十三年はもう休戦だ、償還問題について、というのが基本的な考え方でございます。仮に、先ほど申し上げましたように五十二年で国、地方を通ずる財政制度の全般的な見直しが行われたとすると、それがたとえ先生の御主張になられるように、交付税の引き上げあるいは税源の移譲というように形が五十二年に行われたとすると、八百五十億円の五十二年の償還分は楽に返せるということになるかもしれない。だから、必ず苦しくなるということには私はならないと思っておるわけでございます。もし不十分であつて苦しければ、ここに「配慮を行う」というのは、実質的に地方団体の負担を軽減する、こういう意味というふうに理解をいたしておりますから、償還を延期してくれるというのでも当該年度は負担が軽くなるわけでございます。一部臨時特別交付金を交付するというこ

とによって負担を軽減するというのもあるうと思ひます。いろいろな方法がございます。そのうちのどれをとるかはその年度で決めていきたい、こういうことで御理解をいただきたい。

○上林繁次郎君 いままでは経済の高度成長で国の三税の伸びも非常に上がった。したがって、それに伴つて地方への交付税、これも非常に好転しておる。そこで、現時点ではそういうことが望めなくなつてしまつた、で、ますます地方財政というものは苦しくなつていくであらうという、こういう見通し、それがどこで歯どめがかかるか、どの辺で上がっていくか、それはわからない。しかし常識的に考えても、急激には好転するということは考えられない。そういう中で今回景気浮揚策というところで、国はこれに対する予算も組み、これに對処する、公共事業を拡大していく。そのことによつて当然地方の引き受け分というものは出てくるわけですね。しかし、もう国はとにかく景気を浮揚しなければならぬというところで、それだけの対策を講じた、それがまた直ちに地方にやれない。その辺のところをどういうふうに対処、措置をしていくかという問題、これはあると思ひます。いわゆる地方負担分というやつです。その辺の十分な配慮がなければ、私はやはり景気浮揚策という問題にも、これが失敗するとか成功するとかという、どの程度どうなっていくかわからないけれども、やっぱり影響もしてくるであらう。同時に、地方財政がそういう中ではますます苦しくなるのではないか、こういう懸念を持つわけでございます。その点の配慮というか、措置をどのようにやっていくつもりなのか。

○政府委員(松浦功君) 今回の第四次景気浮揚策に伴います事業費、これの裏負担分は二千六百億でございますが、全額地方債を充当するつもりでございます。したがって、地方公共団体には財源のな御苦勞は一切かからないというつもりでございます。二千六百億のうち千七百億は政府資金でございますので、市町村については全額政府資金を充当する。都道府県、政令市についても相当程度の政府資金を回せるというふうに考えておりますので、この問題については、われわれは事後の償還に心配をしておりません。

○上林繁次郎君 これは、この間やったわけですが、昭和四十九年度分の超過交付分ですね、これが五百六十億でございます。これは、五十一年度に返済するということになるわけですね。これはどうですか、簡単に地方はこういう状況の中で返済できるかどうか。その見通しと同時に、その返済をさせる、こういう考え方のなか、あるいはこういう状況の中だからこれは少し後へ回していい。先ほどから言われているように、五十二年でその地方財政の健全化、この好転というものをはかつていこう、こういうお話が先ほどからあるわけですから、そういう中を含めてこれも考えていこう、こういうお考えがあるのかどうかですね。

○政府委員(松浦功君) 五百五十八億円の四十九年度の過払い分、これは法律で五十年、五十一年のいずれかに精算しなければならぬように規定されております。大蔵省は本年度返してくれという御主張をなさつたのでございしますが、大臣が徹底的に反対をされて、やつとことし返さぬということについて了承していただいたわけですが、したがって、来年返さないということは法律上もこれは絶対に不可能でございます。返します。しかし、これを返すことによつて穴があいた場合の措置をどうするかということは別問題でございます。十分また省内で研究もいたしまして、先ほど申し上げましたように、地方財政の運営に支障のないように何らかの対策を講じたい、こう考えておるところでございます。

○上林繁次郎君 まだまだ大分お聞きしたいことがあるんですけど、あとは相当省きまして、あと一点か二点お尋ねしてみたいと思ひます。地方債の政府引き受け分は三千七百億円。われわれからすれば非常に少ない。残りの九千億円は市中消化に頼らなければならぬ、こういうことになるわけですね。で、いわゆる時期が、三兆五千億円に上る赤字国債、これと一緒に消化するわけですね。ですから、この九千億円の地方が消化しなかならない額について、これは実際に消化できるかどうかという心配があるわけですね。この辺の見通しをどういうふうにしておられるのか。

○政府委員(松浦功君) この点については、私も政府資金をよけいにくれということ、すなわち縁故を少なくしないと消化がむずかしくなるからというものが基本的な問題でございます。これは御指摘のとおりでございますので、非常に心配をいたしまして、自治、大蔵両大臣の間に円滑な消化について協力をするといい覚書を取り交わしたのも、そこに端を発しているというふうに理解をいたしております。最近大蔵省では、銀行局長名で、各金融機関、関係機関に、地方債の消化について協力するようにという通達もお出しなさいたいというふうでございますので、私もそれはそれに消化ができるものと思つておりますが、仮に個々の団体で消化ができないというふうな問題が出ますれば、当省に御連絡をいただき、当省から大蔵省、日銀の方に話をつけて、いろいろと御指導願つて消化ができるようにいたしたいと考えておりますので、まず大丈夫だというふうに考えております。

○上林繁次郎君 これを最後にします。二点だけまとめて、小さい——地方にとつては小さい問題じゃないんですが、国の直轄事業ですね、この直轄事業の地方負担分、これはなかなかばかにならないのです。これは私が言うまでもなくよくおわかりのことと思ひますが、こういう措置が行われるまでは、これはどうしようかと、これは地方の負担分をもう繰り延べてもらふ以外ないだらう、あるいはもう中央で全部責任持つてもらふ以外ないだらう、こういうふうな声が絶對でした。地方では、この件についてはどうされていくのかという問題がありますが、この点はどういうふうにするのか。いままでは地方の声が上がつて

きていると思います。それを踏まえて、どうされるのか。

それから、小さい補助金事業といいますが、もう非常に細かいのがあつたわけですよ。そのたびに地方から上京して、そうして書類の整備、これは大変なんです。そのためによい人な置かなきゃならぬ、余分な金を使わなきゃならぬ。もつとそういう点についても簡素化していかなくちゃならぬ。これは当面の問題、やろうと思えば私はすぐできるんじゃないかと思うんですよ、遠大な計画の中に含めなくても。だから、そういう意味でどうするかという問題。

この二点をひとつ。

○政府委員(松浦功君) 直轄事業の地方の負担分は、相当大きな金額に上つております。御指摘のとおりでございます。ただ、この地方負担分につきましては、すべて地方財政計画の中に計上いたして財源措置をいたしておりますので、これを私わんでいいというわけにはまいらない、こういうふうに考えております。

それから零細補助金の整備については、当省がかねがね主張しておるところでございますので、ことし、来年のような財政状況のもとにおいて、大いにこれを促進してほしいということ、各省にもお願いをし、大蔵省にも強く要請をして、先生の御指摘の方向が一步でも前進するように努力をしてまいりたいと考えております。

○上林繁次郎君 それじゃ、けっこうです。

○委員長(原文兵衛君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、志吉裕君及び山崎重男君が委員を辞任され、その補欠として赤桐操君及び望月邦夫君が選任されました。

○神谷信之助君 まず、最初の問題は地財計画の問題ですが、今回の補正措置の特徴は、とにかく、地方財政計画における落ち込みを、あらゆる方法を使ってそれを確保したという点だ

というふうに思うのですが、これで実際十分にやれるのかどうかという問題です。この間全国知事会議がありましたが、そこでも、秋田の知事さんなんか、地方財政計画の落ち込みを補てんするだけでは地方の行政運営はできない、だから激変緩和措置としての特例債の発行を認めるべきだという強い主張もなされていようであります。まず、この点について基本的な考え方をひとつ聞かしてもらいたいと思います。

○政府委員(松浦功君) 私どもといたしましては、財政計画を国会に御提案をいたしまして御審議をいただいているものでございます。この穴があいた部分については完全に補てんをするというのが政府の方針でございます。

御指摘のように、財政計画の外にふくれ上がった歳出、あるいはそれに見合う歳入があつたということは事実だと思ひますから、これらの問題については、先ほど上林先生の御質問にもお答えを申し上げたとおり、地方公共団体におきまして徹底的な見直し、それから歳入の増強、こういう御努力によつて何とか切り抜けていただきたいというところが基本の方針でございます。特例債を認める考えは現在のところございません。

○神谷信之助君 自治体の方も徹底的な見直しをやれということになるわけですが、それで、実際にそれがどういふことになるのかという、この点をひとつ議論してみたいというふうに思うので

そこで、四十八年度決算ですね、それと地財計画との乖離の問題ですが、特に歳出で見ますと、給与関係で約一兆円余り、それから一般行政費で九千四百億余り、それから投資的経費のところでも六千三百億余り乖離していますが、給与費における一兆円余りの乖離というのは、これはいままです説明を聞いていますからいいのですが、この一般行政費及び投資的経費でそれぞれ九千四百億あるいは六千三百億余りの乖離が歳出で出ていますね。この理由、これをまずお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(松浦功君) 投資的経費につきましては、地方債が枠外債として六千三百億程度発行されておる、これに見合うものが投資的経費にあつてきたと、こういうふうにお考えいただきたい結構だと思ひます。

それから、その他の行政経費の食い違いの九千四百億でございますが、これは単独の施策あるいは経費不足、あるいは単独の計画の外へ出たと思ひますが、この中には非常に大きな部分として、いわゆる貸付金、年度内回収をする貸付金、こういったものが多分に含まれていると思ひます。たとえば年末の中小企業に対する融資、貸付金、どこの県でも相当大きな金額を組んでおります。それは三月には回収されるわけでございます。それに見合うものは雑収入という形で入つてまいります。そういうものは、現実の問題としては、この乖離の理由がはつきりわかつておるわけでございます。あとは地方税の自然増と、それから雑収入の中で、やはり私もある程度抑えぎみに雑収入を計上いたしておりますから、それらの余裕が大体人件費のオーバに当たつておると、こういうふうな端的な理解をいたしております。

○神谷信之助君 それで、この投資的経費の枠外債ですね、これが歳入のところの乖離として地方債六千三百五十二億ですか、大体これと対比するわけでしょう、いまの投資的経費の方と、これだけのやっぱり枠外債を発行をして実際の事業をやらざるを得ぬということ、それだけ事業量、行政水準といふことが、行政内容というか、あるいは事業量として、地方財政計画の枠を超えてやらざるを得なかったということを証明しているのじゃないですか。

○政府委員(松浦功君) これはさうではございませんので、ほとんど大部分がこれは土地購入費でございます。最初から地方債計画の中には意識して土地購入費は入れておらないわけでございます。と申しますのは、値段がいろいろ動きますのと、それから各年度において買いたいという必要

量が違つてくるために入れておりません。それでございまして、財政計画の見方が少ないから枠外債が出たのではなくて、初めから土地等については、地方債計画に掲げないで枠外債で弾力的に運用していかうという態度をとつた結果であるというふうな理解をいたします。

○神谷信之助君 土地購入費は先行投資であつて、それは学校その他の必要上のものを――まあ、土地の騰貴との関係で早く買うという措置ですから、これはその年度にする事業になつていくわけではないけれども、長期的に見れば年度内事業として認めなければならぬものになつていきますわね。それはそれでそういう事態が起こつていくわけでは

そこで、少し言つてみるのですが、この九月の府県議会なんかで、いろいろな補助事業なり単独事業なんかの打ち切りをやつているところが相当出てきているように思うのですが、この辺の状況は把握をされておりますか。

○政府委員(松浦功君) 九月の議会で、私どもで調べました範囲では、補助事業を減額した団体は三都府県で二百十億、単独事業を減額した団体は九府県、百三十二億でございます。ただ、増額をしたところもございまして、都道府県全体といたしましては、補助事業で千六百三十六億円、単独事業で六百三十三億円の追加計上、これは増の方でございます。増という結果になつております。

○神谷信之助君 全体として見ますとプラス・マイナスが出てくるわけですから、それで全体として、いまおっしゃつたようにプラスということが出てきます。問題はしかし減額をしているところの状況ですがね、私の方で、全部調べることはできませんが、二、三調べてみますと、たとえば新潟県で減額した内容を見ますと、これはたとえば保育所の設置補助金というのを九千八百万円減額をしています。これは県が建設費の四分の一を分担するわけですね。その分を切つてしまふということになりますから、国の補助は来ても県

の補助は来ないということで、市町村の方では今日のような財政実態ですから、予定をした保育所もだから設置することができぬという事態が起るという問題も出てきています。それから県営用排水の改良工事費、これは国庫補助金七千七百万円も含めて減額をしていますが、大体、県営の用排水改良工事とか、圃場整備事業、農地開発事業とか、県営農道補修工事とかという農業関係の事業というのが、そのほか農振の地域整備促進費なんかもすべてですが、大体農業関係が大きく削られるという状況が起っています。

それから山形の方を見ても、県営の灌漑排水事業、国庫補助事業ですね、それとか大規模圃場整備事業、あるいは道路改良費、あるいは港灣の改修費、あるいは特別養護老人ホームの建設費、農道の補修事業費、あるいは県営住宅建設費、高校体育施設整備費とか養護学校建築費、ずっと軒並みたくさん相当切らざるを得ないという状況になってきているんですね。

それで山形なんか見ますと、これ知事会議のところで山形の知事さんもおっしゃっています、給与水準自身も、自治省の言うラスパイレスで見ましても一〇四・一ですから、そう大きい話じゃない。前回の国会で自治大臣は一〇五ぐらいまではいいんじゃないかと言っていましたから、それから言えば大体大臣も認める水準ですね。そういうところでも、もう地方財政計画の枠は保証されるというところはわかっていても、すなわち交付税の落ち込みや地方税の減収の措置はしてもらえないということがわかっていても、九月議会でこういういろいろな事業の打ち切りをやらざるを得ぬ、こういう状況が出てきているわけですね。ですから、いままでは再々おっしゃっているように、税の自然増がありましたから、そういうのはみ出し分は処理ができた。ところが急激に交付税の減収や地方税の減収が起ってくる。ですから、自然増がある間はみ出ししている分もそれで隠蔽されていますから、地方財政計画それ自身が本当に自治体の実態を反映しているかどうかと

いうのはなかなかわかりにくくなってきたんですけれども、もうどうにもこうにも自然増もない、そうするとうる地方財政計画いっばいでやりなさいと自治省の方は言う。しかし、それをやろうとすれば、いままで従来やってきたいろんな事業というやつをどんどん切らなきゃ、人件費の水準にしてもその目に角を立てて怒らなきゃならぬようなそういう水準のところでないところでも、そういう事態が現実になってきている。

こういうことを考えると、やっぱりこの地方財政計画と実態との間の乖離、もつと言いますと、私はそれぞれの自治体のやるべき行政水準の内容というのを自治省がどの水準というように考えているのかという、その中身をこの時期に明らかにしてきているんじゃないかというようにも言うことができてくるんじゃないかと思うんです。ですから、自治省の方では、もうこれでしか見られないと、それでたとえば人件費の問題について、それは自治体自身がやるんでわれわれは介入しないとおっしゃるけれども、財政の面ではそうやってもう締められてしまうわけですから、その枠の中で処理しようとする、人件費を削減し、あるいはこのような事業を切らなきゃならぬ、こういう実態が現実になんかあると思うんです。この辺はどういうようにお考えでしょうか。

○政府委員(松浦功君) 御指摘をいただきましたように、幾つかの県でそういう措置がとられておることは御報告をいただいております。しかし、これはそれぞれの都道府県がそれぞれ都道府県としての意思でどういうふうな重点的に事業をやるかというこの問題でございまして、減額をしたから直ちにそれが財政計画が縮まっているからというにはならないんじゃないかと思うのです。ある府県では、少な目に組んでおいて、後で追加するということもございまして、あるいはいま御指摘をいただいたような団体では、予定より多目に組み過ぎちゃってあってあわてて縮めたということかもしれないわけです。国庫補助の問題等につきましても、保育所の問題で

例を言えば、十カ所分国の補助金ももらえるところが、実は最近になって決まってきたて七カ所分しかもらえない、それなら三カ所分は都道府県の負担分もつける必要はないじゃないかと言つて切る、こういうような事情もあるかと思つたので、これは全般の問題としての御指摘としては私どもはそういうふうな考えはできません。ではなからうかという気持ちでございます。

もちろん、個々の団体にどういふ事情があるかは、もし必要がございすれば、調べた上でお答えを申し上げたいと思いますが、基本的には、やはり自分でつかんだ財源をどう重点的に配るかということは自治体の問題であつて、私どもはとかく言うべき筋合いではあるまいというのが私どもの目ごろから持つておる感じでございます。

○神谷信之助君 実際の自己財源というのが十分に保証される、そしていまの国庫負担の補助事業なんかもっと整理をされて、そうして自治体それぞれが選択の自由を持てるといふ状況のもとでは、いまあなたのおっしゃる通りに、それぞれの自治体がどういふように、どこに重点を置いて仕事をやっていくかということはそのそれぞれの自由だと言ふことはできます。しかし現実には、財政上においては自治体の財源というのは三割で、国の方が税収の七割を取り上げて、そして交付税なりあるいはまたいろんな補助、国庫支出金その他のいろいろな方法で還元をしてくるわけですから、そういう意味では、財政的に言つても選択権というのはいくらと狭められているわけでしょう。ですから、そういう状況の中で、問題は、自治体がその地域の住民の暮らしを守るといういろいろな諸事業がどの程度進んでいくのか、それに必要な財源を十分に政府として保証しているのかどうか、このことをやっぱり常に点検をしなければならぬ問題じゃないか。だから、財政を締め赤字を出さないようにしようと思えば、それはやろうと思えばできるわけですが、事業をずっと減らせばいいんだし。だから黒字でそれでよろしいということでは済まされぬわけでしょう。ですか

ら、そういう中身で、そういう意味でそういうふうに言えば、それは地方財政計画の上では一定の事業量がでる、必要な事業量がでるものをはちゃんと保証しているんだから、それは十分できるはずですよ、そういうことになるわけですよ。しかし、現実にはそうじゃないというように思ふんです。たとえば、いま言っている山形とかそれから新潟なんかですつといろいろ調べてみますと、交通不能の橋が山形で〇・八%、それから新潟で〇・七%というように大きく残っています。それから道路の改良率、これも大体六割台ですね。あるいは精進の更生施設ですね、これなんかは一%あるは一八%と一〇%台、そういう状況で非常におくれれてきています。ですから、そういう行政水準というのを、その地域住民の生活環境の改善の度合いがどのように進んでいるかということと関連をしておつて見なきゃならぬというように思ふんですが、その辺は一体どういふようにお考えですか。

○政府委員(松浦功君) 非常に財源の豊富な時代でございますれば、そういうお考えに私も決して反対をいたしませんけれども、いまは国も地方も実は大変な状況になっているわけでございます。その中で、借金財政で地方財政計画の穴埋めをするというのが今回の措置でございます。その財政計画のもとにおいて、いかに住民サービス、あるいは行政の立ちおくれを回復をしていくかというところについて、地方公共団体が自分の御意思でその御方向をおとりになっておるものと私は考えます。先生と御議論をいたしましたも、先生は財政計画が縮小され過ぎているという御主張であります。われわれは、いままでのやり方でちゃんと積算をしておるので、これでいいんだということをお申し上げしておるわけです。これは意見が平行線になるかもしれないが、少なくともつかみ得た財源というものをより効率的に重点的に使つていくということについては、先生と私どもの間にも意見の相違はないかと思ひます。そういう考え方で地方公共団体に運営をしていただきたいとい

うのが私どもの希望でございます。

〔委員長退席、理事安田隆明君着席〕

○神谷信之助君 地財計画と実態とがかけ離れているという点は、これは私だけの意見じゃないんで、全国知事会議でも、あるいは市長会でも、自治体の関係者皆そのことを指摘されておられるわけですからね。ところが、自治体だけはこれはちゃんと見るべきところは見ていると言わなければならない。しかし、実態を正確に把握をしてないという点については、あるいは実態との乖離があるというところは、少なくともこれはお認めになるんでしょう。

○政府委員（松浦功君） 財政計画というのは実態を追って行くものではないんであって、国が地方団体に責任を負うて財源措置を示し、標準的な行政のあり方というものはこういうものだということをお示しするものだというふうに私どもは理解をいたしております。

だからといって、決算と計画との乖離がないとは申し上げません。はっきり乖離はございます。ございまして、先ほども申し上げましたように、四十八年度に例をとりますれば、二兆七千の開きがございまして、投資的経費は起債の増進に伴うもの、雑収入とその他行政費の増というもので大部分は見合っております。こういうことになりまして、人件費の問題が主体として財政計画の外にある。それを支えておったのが地方税の自然増収だということです。したがって、財政計画上に人件費の問題を現実の給与費で盛るといふわけにはまいりませんので、国家公務員の給与水準で盛っております。そのために乖離が出てきたということは先生にも容易に御理解いただけると思います。それらの問題を踏まえて、自分の、個々の地方公共団体の御努力によって歳入の見直しと歳入の見直しと、ともに基本的に低成長下においてあるべき財政運営の姿というものを御検討いただいて、何とかこの困難な財政を切り抜けていただきたいということを心から念願をいたしておる次第でございます。

〔理事安田隆明君退席、委員長着席〕

○神谷信之助君 結局、国の方も財源がないから、とりあえず地方財政計画に落ち込んだ分については政府としてちゃんと補償するから、それに見合つてひとつ努力をせよということになるわけでしょう。ですから、そういうことになりまして、国の財源問題というやつが問題になるんで、これは大臣にお答えいただかなきゃならぬと思うんですがね。

しかし、これは衆議院の予算委員会では党の方から予算の組み替え動議を出しました。ですから赤字公債の発行とか、あるいは公共料金の引き上げによって財源を求めなくても、こういうようにすれば財源をつくることのできるということに明らかになったと思うんです。言うなれば、予算のまだ未執行分、その中の不急不要の部分というのはひとつ大胆に削減をするということですね。それからもう一つは、資本金十億円以上の大企業に対する例の法人税の還付、これを停止をするとか、あるいは大企業に対する臨時の非課税積立金に対する課税の問題とか、幾つかの具体的問題を提起をして、それによって財源を得るならば赤字公債の発行をしなくても乗り切ることができると、さらに、年度途中ですら、それに乗つても大きい財源を得ることはできませんが、その中でも、地方財政計画以上に約四千億余りの財源を自治体に与えることもできるというようにわれわれは計算をしておるんですがね。

こういった努力というのをしないで、そうして国も苦しいから自治体の方もひとつがまんをしてくれということはどうにも合点がいかない、こういうことなんですがね。この辺、ひとつ大臣の御見解いかがですか。

○国務大臣（福田一君） 共産党・革新共同の方からそういう御意見が出たことは私もよく了承をいたしております。しかし、一口に言えばこれは見解の相違ということに相なるかと思いますが、たとえば自衛隊の経費を削るべきであるということについては、私たちはこの程度の自衛隊の経費は

これは最小限必要なものであるという見解に立っておるわけでございます。この点は一応お互いに意見が相違しておるということであると断ずるのであります。

それから、たとえば大会社が持つところの土地を再評価してその分について課税をしてもいいではないかということも、実際問題としてどのように処理するかということについてそう簡単にいまここで決めるわけにはいかない。しかしまた、そういうものを持つておるとのこと自体が、いままでの自由主義経済という形でもって適法に持つておるものであるのを、それを急に土地を持つておるからといって税金を、負担を大きくするということも私は困難である。それを買い手がなければその税金を出すというわけには私はいかないと思うわけでありまして。

それからまた、その他の面でのいろいろの御提案がございましてけれども、われわれとしてはこれは遺憾ながら皆様の御意見には賛同いたしかねるという意味でお答えをいたしておたと思うのでありまして、私も大蔵大臣あるいは副総理が答弁をいたしておた内容については同意見を持つておりますので、この場におきましても急にあなた

の御意見に賛同いたすことは困難でございます。

○神谷信之助君 これは、高度成長のもとで大きな利潤を得てきた大企業に対してのいままでの非課税措置とかいろいろな優遇措置ですね、これをやめるというのはなかなか進まない。たとえば、電気税の非課税措置の問題でも、前国会でもその廃止の方向で進むということになっておつてもそのちの方はなかなか進まない。しかし、片一方の方で自治体に対して、今日の経済の急激な変動に対してのしわ寄せというものは財政の枠を締め上げる

ことによつて急激に持ち込もうとする、こういう状況がいま現実にあられてきているわけでしょう。局長の先ほどの話ですと、とにかく人件費が地財計画よりうんと大幅に大きくなつておるのだから、だからこゝが問題だからこゝへメスを入れなさい。これは一定の歴史的経過に基づいてでき

ているのですから、御承知のように一遍に打ち切つてしまふということではできっこない問題である。われわれも、中には高級管理職員なんかの、何と言いますかね、特権的なそういういろいろな制度というのがありますから、そういうのはどうんやめさせた方がいいと。しかし、そういう措置を片一方で、いま自治体がそれぞれ悪戦苦闘しながらやつておる。しかもそれだけでも済まなくて、ずっといろいろな事業をやらなきゃならぬという状況が来ている。片一方は、国民の方は不況で仕事がなく困つておる。これに仕事を与えるのは自治体の方ですから、それに対して財源を付与して、どんどん与えて初めて本場に仕事を与えて困つておる人たちに仕事を与えるということができるのです。たとえば、出かせぎに来ておつた人たちがもう結局仕事がなくふるさとへ帰らなきゃならぬということになる。しかし、ふるさとの方には仕事がない。それらに対してどうやって仕事を与えていくか。これは自治体の方でいろいろ仕事をつくつていかなきゃならぬ。しかしそれはできないで、逆は切らなきゃならぬという状況に來ている。ここにやっぱり一番私は大きな問題というのがある。政府の方の大企業中心の不況対策が、われわれの言つておるような国民本位の、国民の暮らしを守るという立場に立つた不況対策かという分かれ道はここにあると思ふのですがね。

そういう意味でも、私は地方財政について、特に今日の状況の中で、特例的な、そういう計画を上回る特例措置というものを、あるいは激変緩和の措置といひますか、特例の措置というものをやらなきゃならぬと言ふのですが、この辺は政府の方ではその必要ないということでお考えになつておるわけですか。

○国務大臣（福田一君） 私はいまあなたのお話したくなったことのうちで、一つだけ申し上げておきたいと思うのでありますが、今日の問題は不況ということであり、同時にまた失業者がどの程度出るかということが日本の大きな問題であると思ふ

のであります。政府が表面的に述べておりますのは、九十九万人とか九十七万人とかという数字を出しておりますが、たとえばアメリカとかあるいはその他欧州の諸国におきましては、もし今日のような不景気の状態になれば、これはもう会社はほとんど解雇をいたして、そうして失業者はもつともつとふえておると思うのであります。推定によれば、ある一説によるとという、私は数字は明らかにはいたしませんけれども、三百万人くらいになるんじゃないだろうか。パーセンテージで言うと、五割以上の失業者がある段階である。ところが、日本の国というのは、いわゆる終身雇用制というふうなこともありますし、その会社を大事にしていく、また、その会社のためならば忍んでいくというふうな、一つの欧米とは違った形において日本の経済は行われておるのをあなたは御承知だろうと思うのであります。

したがいまして、一時はとにかく仕事がないからに帰って待機していてもいいというふうな制度をとった、あるいはまた非常に苦しいけれども、とにかく自分の持つておる財産を処分をしてそして給料を払っておるというふうなのがいまの実態、そういう実態が非常に多いんです。これはもうわれわれが大企業の会社の社長連中に会うという、いかにそういう意味でいま困難を感じておるか、苦勞しておるか。会社は実を言くと、タコのように自分の足を食っている形で失業者が出るのを防いでおるのだということを言っております。私はこれも事実だと思つてあります。そういうことから見てみますと、大企業というものが必ずしも私のはほんとして、そうして今日の不況に処して何らの手を打っておらないというわけではないので、ある意味で言つては、大企業は大企業並みの非常な苦しみを持つておる、そしてそれに耐えておるというこの実態というものが、一応私たちは認識しておかなければならないと思つてあります。今日失業問題がこれほど大きくいまでに出ておらなかったのは、実はそういうふうな大企業がほとんど首切

りをしなかったということに原因するのであります。これがアメリカであつたならば、私はもういまは五割ぐらゐの、あるいはそれ以上の失業者が出ておると思つてあります。こういう点で日本経済のやり方は、よその国とは違つておる。それぞの国々においてやはり経済の仕組みなり、あるいは皆の協力なりというか、会社に対する協力というか、そういうものも違つておるわけでありま

私はそういうことから言うと、なかなかそう簡単に——もちろん大企業に力があるのならば、これに對してほとんど税金をかけていくというふうなことも必要だとは思いますが、現実にはいまの仕組みにおいて、大企業が負担しておりますところの税率は、先般やりました石油の不当利得をやつたというので特別税を取りましたからして、たしか五割以上の税率でありまして、税率自体も相当高く負担をしておると思はれるわけでありま

○神谷信之助君 大臣、時間がないんですからね。延々とあなたがやっておつたつて、ばくが質問しなければならぬことはやりますからね。そうすると本会議がおくれますよ、あなたの長口説聞いていたのでは。

○国務大臣(福田一君) いやいや、あなたがそういうことをおっしゃつたから……

○神谷信之助君 大企業の弁護をしてもらふ必要はないのです。

○国務大臣(福田一君) 私は何も大企業の弁護をしておるのじゃなくて、この不況下において失業者が出ないようにするために努めておるというのとをいま一応ここで申し上げておつたわけでありま

○神谷信之助君 だから大企業がよがらばつてゐるから、大企業にお礼を言えというふうなことになるので、そんなことを百万だら聞いたつて、あなた、お礼言えますか。時間がたつたのですからな。しかもおっしゃつてゐることは、結局大企業がしんぼうして首を切らぬでできたのだから、言いかえたら大企業にお礼を言いなさいと言わんばか

りの話です。冗談じゃないです。上場株で一番から五十番ぐらゐまでの大企業をとつてみて、その合計で二十兆からの含み資産を持つてゐるじゃないですか。日本経済新聞でも書いていますよ。この不況で大企業は、いままでの蓄積によつてこのぐらゐの不況では倒れない、そういうような力を高度成長のもとで蓄積した、今日の高度成長のあとの税制で、日本経済新聞にもちやんと書いていることになつてゐる。それ以上に国民の方はいまだ変なことになつてゐる。だから、それについてどうするのだと聞いているのです。だから、はつきり政府がそういう国民のことを考えるのでなしに、大企業のことしか頭にない。どうやって大企業ががんばつてきたかというのを百万だら述べた、そうして苦心しているのだから、そんな大企業のために、大企業の持つてゐる資産に手をつけ

るのはいやめると言わなければならぬ話ではない。けな。しかし、その問題でどうは論議してゐるわけではないのですか、この点はひとつこの程度にしますが、まあ政府の考え方というのが大企業中心であるということがより一層はつきりしたということだけは言えると思つてゐる。

次に進めますが、減収補てん債と、それから不況対策に伴う追加公共事業の地方債が出てますが、これの運用の相違点といふことが、それぞれどういふふうにお考えになるかという点を先にちよつとお聞きしたい。

○政府委員(松浦功君) 減収補てん債のうち、政府資金が二千億ございますが、これは市町村に全部充当するつもりでございます。政令市を除く市町村に全部充当するつもりでございます。都道府県、政令市については繰越債ということになります。

どういふ数字になるかは、標準税収入からの落ち込んだ額に對してそのまま地方債として許可をいたしたい、こういうことです。それから、一番目の追加に對しましては、二千六十六億の地方負担のうち、千七百億が政府資金でございます。市町村分の追加公共事業については全額政府資金、都道府県、政令市については

残りの政府資金を充て、あとは繰越資金と、こういうことでございます。

○神谷信之助君 同時に、適用する事業の方です。ね、これは減収補てん債の場合と、不況対策の事業の場合とで、適用する際の方針といふますか、それはどうですか。

○政府委員(松浦功君) 景氣刺激の問題につきましては、今回の補正予算で御議決を願ひました国庫補助の裏負担、これをストレートにとつて、一〇〇%充当という形で配りました。それから減収補てん債は、先ほど申し上げましたような形で標準税収入からの落ち込み、この額に地方債を充当する、こういうことになるわけでございます。その際に、いま御提案申し上げてゐる特例法との関連が出てまいるわけでありま

す。今回提案申し上げております特例法では、五条に規定する適債事業に充当して、なおかつ減収補てん債の方が多い場合には、五条に該当しないという形で地方債を認めれる、こういうことになつてお

ります。つきましては、五条の解釈をきちんとしていたしまして、細かなものまで拾ひ上げるといふようなことを繰り返してはいたしませんと思つてゐる。それで、あらかたこういう大きなものを拾つて充當して、残り

は特例法に該当するものとして措置してよろしいというふうな指導方針でも決めて、こういう形で充當しますというのを地方団体の方から結果報告をさせる、こういうふうな措置をとることが非常に事務を簡素化する上に適切な措置ではないかと思つて、その方向で検討したいと思つてお

ります。○神谷信之助君 そうすると、減収補てん債の方は起債額の大きい事業の方から順番にやつて行つて、そうして余り細かい事業にまではしないで、あとは五条適用外のいわゆる特例債にしていくということですね。そこで、時間がたつたから、細かいことは抜きにしてやりますが、地方財政計画上に保証してゐる地方税収の補てんですわね、この減収補てん債

は。そうすると、この地財計画上に保証している
地方税というのは、本来、もともと自治体側の自
己財源ですわね、自由に使える。言うなれば、そ
れは人件費にも充てられると、そういう趣旨のも
のです。今度は、それが入ってこないというこ
とで補てん債になる。ところが、これ、利子を出
さなきゃいかぬでしょう。それはなぜ利子の補て
んはしないのか。

○政府委員(松浦功君) 地方債という形で五条の
特例は設けましたけれども、形としては、原則的
には五条の適債事業を優先するという形でござい
ますから、あくまで地方債という取り扱いで、利
子については地方に負担をしていただくという形
をとりたいたったわけでございます。

と同時に、つけ加えて申し上げますが、今度の
減収補てんのうちの法人にかかわる部分について
は、その償還額を交付税に将来算入をいたしま
す。基準財政需要額に算入をいたします。したが
って、その算入されたときに需要が圧縮されはし
ないかという御心配があらうかと思いますが、先
ほど申し上げましたように、地方債計画の方に償
還額も計上いたしますので、地方財政計画の方に
計上いたしますので、それに対する財源を確保す
るといふいう形を通じて、地方公共団体の負担に
ならないようにするという配慮をしていきたい、
こういうことでございます。

○神谷信之助君 事業債ですから、事業があつて
一つの生産ができますから、生産物がありますか
ら、それをなにして元金は返すというのはいくつ
の理屈になりますわね、これは、利子を負担す
るといふのは、本来税金として入ってくるわけ
でしよう。税金で入ってきたやつを何も利子払
わにやならぬことはないわけ、その税金に入っ
てきたもので事業をやつて返すわけですからね。
その税金を取るといふのは、これはどうにも合点
がいかぬと。だから、この利子分ですわね、これは当
然負担するのが筋道じゃないですか。地財計画で
保証した地方税収、これが落ち込んだのだから減
収補てん債を発行する、そしてやると。だから、

本来それは税金として自治体に入ってくるわけ
です。税金として入ってくるものに何にも利子を払
う必要はないんですから、利子だけは余分に付く
わけです。これは相当筋が通らぬじやないです
か。

○政府委員(松浦功君) その分の利子は、将来
の、年々の財政計画に歳出として計上します。その
計上した歳出に見合うように財政計画の歳入を確
定をいたしますから、地方団体には御迷惑をかけ
る形にはならないようにという意味で利子を持た
ないでも差し支えない、こう申し上げているわけ
です。

○神谷信之助君 そうすると、利子を払うときに
は、全部歳入の方で、地財計画の中で歳入として
認めて、それに対する財政措置はすると。だか
ら、直ちにことし利子補給をするという予算は組
まなければいけません、ことしや、二年や三年の
据え置きになりま
すわね。それ以後、利子を払わなきゃならぬとき
には、それに対して、特例交付金なるか、あるい
は交付税率の引き上げなんかに基づいて交付税の
中に算入するといふ措置をとるか、いずれにして
も自治体に迷惑は、負担はかけない、こういうこ
とですわね。

○政府委員(松浦功君) 財政計画の策定を通じて
といふのは、全体としてという意味でございま
し、具体的にどういふ形でその利子が充たってい
るといふことは別といたしまして、地方税収の増
収もありましよう。地方交付税の自然増もありま
しよう。そういうもので、それだけの歳出が十
分できるようにいたしたいということでございます。

○神谷信之助君 それじゃ、ごまかしになつてし
まいます。それじゃ、ごまかしになるじやない
か。地方税収がそのとき伸びれば、それは当然、
そのときの自治体の財源でしょう。自治体が自由
に使える財源です。そこから利子負担分を払うと
いうことになれば、自治体はその分だけが減るわ
けです。だから利子負担分については、将来、利

子の負担をせなきゃならぬ時期に、特例交付金
か、あるいはとにかくそれについて明確な形でそ
れに対する財源を確保するといふことではないと、
全体の中でどうも勘定の中でやっておるやつ
が、それでは、負担をするあるいは迷惑をかけな
いといふのが、意味が通らぬわけでしょう。地方
税収の伸びもあるでしょう、伸びがあれば、それ
でいくんでしようという、そうそう、ことじやなし
にやらないと、それははっきり言つてごまかしに
なつてしまふでしょう。

○政府委員(松浦功君) どうも専門家であられる
神谷先生の御意見としてはいただけないのでござ
います。地方税がきわめて大きく伸びた、交付
税もきわめて大きく伸びた、国庫支出金も伸びた
といふところで、財政計画の歳出を極端に地方
財政の収入が上回つたといふ形になつた場合、そ
のことをお考えいただきたい。そのときには交付
税が今度は余つてくるわけでございますから、税
率の引き下げといふ問題だつて起りかねない。要
するに、財政計画を通じて全体として地方財政の
運営に支障がないようにしていくといふことであ
つて、余つたときは地方団体が勝手に持つておれ
ばいいんであつて、足りないときにはだけ国が埋め
なければいけないといふお説は、ちよつと筋が通
らないのではなからうか。私もとしてはしたが
つて毎年度、地方財政計画を通じて、財政計画の
策定には若干御異論があらうのでございませ
うが、私も現実にの乖離を理屈がつく限り埋め
るといふ形で歳出計画を立てて、それに対して責
任を持つて全額見合うような歳入の確保を図る。
これによつて毎年度の地方財政の運営を確保して
いきたい。こう申し上げておるわけでございます
し、私の申し上げていることには誤りはないとい
うように私は思つております。

○神谷信之助君 この二、三年に、先ほどから論
議されているように、急激に税収が伸びて、そう
して交付税もうんと大幅にふえて、国家支出もふ
えて、そんなことを、ちよつとあなた、予想さ
れぬようなことを言つたためです。現実に実

際に、この二、三年の間に利子を負担をしなけれ
ばならぬ時点で、自治体に迷惑をかけないと、そ
れならばそれでいいんですがね。ところがそれに
つけ加えて、さらに税収の伸びもあればというよ
うなことも含めてやると、その税収の伸びの中に
それは消えてしまふと。確かに地財計画として
は、歳入歳出で見ますからそういうことになるま
すがね。バランスシートですからそうなるけれど
も、しかし、はつきりやつぱりそれはちゃんと、
この部分で自治体の方に負担をかけているんじや
ないです。よといふことがわかるようにはしない
と、さっきの答弁はインチキになつてしまふとい
うことを言つてゐるのです。それはいいんでし
やう。

○政府委員(松浦功君) 必要な歳出を計上して、
見合う歳入はかくかくでございますといふことを
言つてその歳入が確保されれば、利子負担につ
いてもめんどろを見たと、こういうことがあたりま
えであらうかと私も考えます。

○神谷信之助君 いずれにしても減収補てん債の
利子負担分については自治体に負担はかけない
といふ答弁ですわね。

それじゃその次、不況対策の方に入ります。
この追加公共事業で、今回の予算化された内容
についてですが、公立文教施設の整備状況につ
いて聞きますが、来年度の人口急増地帯における生
徒などの増加に対する対応策、これは万全に立て
られるといふことになりましようか。

○政府委員(清水成之君) 特に一つは、小中学校
の生徒の問題でございます。

○神谷信之助君 簡単にしてくださいね、時間が
ないので。

○政府委員(清水成之君) 急増地域におきまし
て、ここ数年並びに六〇年来にかけまして、相当
先行しますとふえる、こういう状況でございま
して、それに伴ひまして小中の施設の整備をしな
きゃなりません。それにつきましては年次のに進め
てまいりたいといふことで現在予算要求中でござ
います。

それから、いま先生の御質問からいきますと、急増地域の、特に高等学校の問題が非常に大きな問題でございます。この財源措置につきましても、また政府部内で十分御相談をいただきたい。また、緊急対策として新しいことも考えさせていただきます。こういうことでございます。そういうことを通じて対応さしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○神谷信之助君 予算化された補正予算の中で追加された中では、公立文教施設費の整備補助金は四十億二千四百万円今度追加されてますね。これは実際にこの追加によって新しく事業が起るわけですか。そうじゃないんでしょう。すでに自治体の方はもう来年生徒増を見越して事業計画を立てて、あるいはもう着工しているかも知れぬ。それに対する補助をつけるという内容になるんじゃないですか。

○政府委員（清水成之君） 補正予算でお願いしております四十億でございますが、国庫債務負担行為として百億を超える金をお願いし、五十年度分として四十億をお願いしておるわけでございます。そのうち、危険改築分が約二十億、十九億何百でございます。そうして、一方、いまおっしゃいますプルレブ等新増築の分が約二十億、こういうことでございまして……

○神谷信之助君 いや、新規事業になるのかどうかという事です。

○政府委員（清水成之君） 新規事業でございませ
す。

○神谷信之助君 新規事業ですか。いまでも各府県なら府県です。に計画をしている事業じゃないの。あるいは着工している事業じゃないの。

○政府委員（清水成之君） 五十年度分の急増地域につきましても、申請分は全部認めておりますので、新規でございます。新規事業でございます。

○神谷信之助君 それじゃ厚生省の方はどうですか。見えますか。

ことしの保育整備個所数は大体幾らですか。お
つかみになっていきますか。それからもう一つ――

もう時間がありませんから、次聞きますが、そのうち、補助対象ですね、補助する保育所の個所数、これは当初予算で一体幾らで、今回の補正でどれだけ金額を追加して、どれだけぐらいの個所数を予定をしているか、以上三つお答えください。

○説明員(加藤陸奥君) お答えいたします。
年度途中でございますので、まだ最終確定とい
うふうにはなりません。当初予算で予定いたし
ておりましたのは七百を上回るといふ予定を持
っております。

それから、補正をもちまして、これは社会福祉施設整備費全体の伸びでございますが、主として保育所が主力でございますが、金額にいたしまして約十億、個所数に直しますと、これはもう規模の大小ございますので正確には申し上げられませんが、普通の規模であれば五十カ所、小さければさらに多い分が実現できる個所数に相当する金額でございます。

○神谷信之助君　ことしの各自治体で計画をしている保育整備箇所数、これはほぼ幾らぐらいとつかんでいられますか。

○説明員(加藤陸奥君) 御承知のとおり、保育所は公立分もございまして私立分もございましてので、正確な分類数字はまだ途中でございしますので、わかりませんが、ほぼ予定しておるものは一千カ所前後と思われる。もちろんそれにつきましまして、御承知と存じますが、船舶振興会、競輪の助成がございまして、それらの個所数も全部一緒になるわけでございます。

○神谷信之助君　そうすると、自治体立の保育所が一千カ所以下になるわけでしょう。それに対して補助の予定は大体七百を上回ると言うんでしょ

う。そうすると、七割以上が補助対象になるんだけれども、実際には、自治体にいくと十カ所予定をしているけれども二カ所とかあるいは四カ所しか補助がこない、補助対象にならぬということになります。えらい数字が違うじゃないですか。

○説明員(加藤陸美君)　ここ最近の時点では先生のおっしゃるほどの差はございませんと存じます。

○神谷信之助君　今度は自治省の方に聞きますが、減収補てん債の方は、すでにいわゆる補助事業あるいは単独事業を問わず、いわゆる自治体の

自己負担分に対して、それに対して減収補てん償を充てて、そうすれば自己負担分を自由に使えるようにしてやると、こうなりますね。そうすると、これは大体現にもうすでに事業をやっている、計画、あるいはやっている。それに対して大體減収補てん償はかかると。それから今度はこっちの方の不況対策の方の事業というのは、これからやる新規事業に対する起債措置というように理解をされているのか、それとも、たとえば単独事業で起債がつかない事業、起債なしの単独事業がありますね。これらも含めてこの不況対策の追加事業として超償措置を認めるというようなこともやられるのか、この辺の考えをちょっとお聞きした

○政府委員(松浦功君) ただいまのお話のように、追加公共事業につきましては、現実に地方団

体がこれからやるものに対する手配、それから減収補てん償の方は、これまでやっておる事業もそうでございますが、当然将来、これから手をつけるというものもその中に入る、それは当然のことだろうと思います。

○神谷信之助君　そうすると、追加公共事業の方は、単独事業には、もうすでにやっている場合はないか、ということの意味ですか。ある程度それらにつ

○神谷信之助君　それでその次は、もう時間が大分切迫してきておりますから急いでいきます。

の見通しですね。それから同時に、それに対する自治省の見通しあるいは地方税収の来年度の見通し、これらについてひとつ。

○説明員(福田幸弘君) 簡単にお答えします。
来年度の経済見通しがはっきりいたしません現

在においては、非常に見通しが困難でございます。特に法人につきましては、ことしの落ち込みが大きゅうございますし、鉱工業生産等の影響は

来年度まで税収としては響きますので、樂觀を許さないという感じでございます。

○神谷信之助君　だから樂觀を許さないということとは、法人税関係は今年度よりもさらに減収が見込まれるということになるんですか。

○説明員(福田幸弘君)　いまの段階では申し上げられません。

○神谷信之助君　自治省の方はどうですか。

○政府委員(首藤堯君) 明年度の地方税の見込みでございますが、ただいま国税の方からもお答えがございまして、たどりの状況でございますので、なかなか的確な見積りができなくて困っておる状況でございます。特に法人関係の状況は、法人事業税においては国税におきまして経済情勢と全く同じ推移をたどろうと思っております。全体を通じて、ことし八兆八千億ほどの当初計画を計上いたしましたのでございますが、今回の減収で一兆六百億余りの減収を見ましたので、本年の税収見積りが七兆八千億ぐらいになろうかと思っております。そこで、昨年の当初計画に掲げました額まで到達

で、税収の方は法人税非常に心配をされておるし、地方税もことしの当初は見込めるかどうか心配だということですから、交付税についても、地方税の見込みについても、ことしの当初の規模を確保すること自身が非常に見過がむずかしいという話が先ほど出ていますね。そうすると、結局は、またことしのような措置をせざるを得ないということになるんですが、大体そういうようにもう理解をしいわけておきますか。ことしのような措置をして、少なくとも地方財政計画の、来年若干膨張せざるを得ないでしょうね、物価上昇その他行政水準の向上を含めると。あるいは政府の事業もあるでしょうけれども、それらを含めて、規模はふえるだろうと。それに対しては、少なくともこの規模を無理に減らすんじゃないに、それを支える収入はちゃんと確保すると。その手法は大体ことしのようにならざるを得ないというように思いますが、その辺はどうですか。

○政府委員(松浦功君) まあ手法がどういふ形になるか、私もいまはこの法案の御成立を願う余りまだ検討に入っておりませんが、十分検討いたしました上で対処したいと思っておりますが、原則論としては、先生がおっしゃられましたように、ふやすべき規模はふやして、それに見合う歳入は何らかの方法で確保する、そして地方公共団体の財政に迷惑をかけない、こういう態度で臨む考えでございます。

○神谷信之助君 それから、その次は年末の見通しですが、年末の自治体の財源の問題ですね、資金繰りの問題ですね。ですから、これは去年はたしか交付税の繰り上げ支給をやり、あるいは一定の地方債のなにもめんどろを見ようというところまでやったんじゃないかと思っておりますが、ことしは大体どういふ措置をする予定ですか。

○政府委員(松浦功君) 去年はたまたま再算定によりまして交付税がございましたから、その概算払いをやるということが非常に資金繰りに効果があつたようにございます。本年度はそういう手だ

てがございません。したがって本法律案を御承認いただきましては、できるだけ早く一兆円の概算交付をいたしたい。さらには、今回の措置の中で三百九十億円の追加交付税がございまして、これでもできれば年内に交付をするという手続をとりたい。それからすでに決まっております地方債計画の枠の中でまだ配分を決定していないものもございまして、これをできるだけ承認を急ぎたい。その上で、情勢を見て、なおかつ資金繰りに非常に困らうということがございすれば、個々の団体のお申し出等によって、個々の団体ごとに大蔵省なり、日銀の方なりにそれぞれ資金の配慮方についてお願いして、今年度の年末を越していただきたい、こういう気持ちでございます。

○神谷信之助君 減収補てん債の方は最終的に決まるのがまあ大分おくれることになるでしょうが、不況対策の方の追加公共事業の方はもうすでに各省準備も進んでいるでしょう。これらは、減収補てん債の分も一部含めまして、年内とりあえず事業を仕なさいいけませんから、早う渡さなさいいかぬという問題もありましょうから、できるものはどんどん年内にもう処置をしていく、そういうおつもりで進められるわけですか。

○政府委員(松浦功君) 追加公共事業の地方債等につきましても、各省の配分が決定すれば、そのつもりでできるだけ急ぎたいと思っております。

○神谷信之助君 それから建設省。さつきもちょっと出ましたが、直轄事業負担金ですね。もう時間がなから一問だけにします。が、今日まで、自治体の財政状況から、九月、十一月、三月の納期で、とにかく九月のやつも大分おくらせていますね。これは九月の納期で現在どれだけ府県で納入済みになっていますか、九月份について。

○説明員(伊藤晴朗君) ただいま都道府県それから政令指定市等が納入おくられておりますのは、道路整備特別会計、河川特別会計の第一回納入分として六百六十九億に對するものでございまして、現在時点で収納された金額は約四百六十

五億円。団体数にいたしまして、対象団体が沖縄を除く四十六都道府県九市でございまして、収納済みが四十四団体。金額、団体とも大体七割程度というところでございます。

○神谷信之助君 そうして十一月納期の分についてもどういふようにされるんですか。あるいは若干おくれることを認めてやらざるを得ないというように考えられるわけですが、同時に、一緒に聞きますが、新聞報道なんかによりますと、この納入がおくれるならば補助金の打ち切りも考えているというように、それがちらっと出たりしています。そういう制裁措置あるいはおどかしの手段を含めてとにかく納めさせるといふようにやられるのか、あるいは三月末までに入らなくても、出納閉鎖時期ぐらゐまで待つてくれというところが実際問題として起こってくるでしょうが、そういう自治体の事情というものは十分考慮してこれの問題については対処するといふお考えがあるのかどうか。これらひとつ全部ひっくるめてお答えいただけますか。

○説明員(伊藤晴朗君) 第二回分は、ただいま神谷委員十一月と言われましたが、十二月、それから第三回分が三月の納付でございまして、この納付予定につきましても、私どもまだ組織的に各県の意向を調査しておりませんし、サンプル的に調査いたしました時点で十月初めでございまして、今回のような地方財政対策がまだ具体化していませんので、各県も必ずしもはつきりした見通しを言ってくれておりませんので、現在のところ見通しについては必ずしもお答えできる状況ではございません。ただ、先ほど上林議員の質問に對する財政局長の答弁にありましたとおり、地方財政計画にも計上されておることでございますし、建設省にいたしまして、道路整備特別会計並びに河川特別会計におきましては、当該年度の収入、地方負担金を含む収入で当該年度の事業資金に充てることになっておりますので、年度を越える延納ということはないわけでございます。そこで、その納付がはかばかしているという時点で、若

千おくられているという感じはあるわけではございますが、それに対して補助金を支給しないといったような制裁措置はどうかという御質問でございますが、私ども、地方公共団体からも負担金として払うものは払っていただきたい、私どもも、補助金として交付決定してあるものは予定どおり、お約束どおり払いたいと思っております。払うべきものを払わないうちの方もお払わねえというふうな、国と地方公共団体との間でそういう敵対関係になるようなことはしたくないと思っております。

ただ、御理解をいただきたいのは、補助事業、直轄事業、いずれも公共事業の両輪として動くわけでございますが、補助事業は県費先行、直轄事業は国費先行という形で動いておりますから、仮にこの国費で先行しております直轄事業の方に対しては、ごく微細な額が出納整理期間に及ぶ程度なら何とかなるのでございまして、相当額がはかばかしくなるといふようになりますが、県費を先行していただいております方の補助事業の方に対する国の支出金がおくれる、ないしは概算払いでなくて精算払いにしなければならぬというふうなことが理論的には仮定されるわけでございますが、過去そういう事態はございまして、今回、たまたまの自治省の御答弁等にありましたような形で、私どもとしてはそういう最悪の事態は避けられるものと考えております。

以上でございます。

○神谷信之助君 補助事業は県費先行でほとんどやりましますから、要するに、いまのような財政事情ですから、直轄事業について負担金を払うのがどうしてもおくられるということが起こりますからね。これはいまおっしゃったように、補助事業の補助金は出さぬぞというふうなことは、そういう態度はとらぬということですから、それはひとつそういうことでなしに、やっぱり自治体の財政の実態をちゃんとよく見て、そういう強硬手段にな

らないように、国と自治体がけんかをするという状態にならぬように十分やってもらいたいと思うんです。

そこでこの負担金制度の問題ですがね。これは事務なり財源の再配分の問題とも絡むわけですが、国の事業と自治体の事業というものの責任区分を明確にして、このような負担金制度というものが、これは将来事業主体が負担をするというたてまえで、特にきょうは国の直轄事業の場合ですが、そういうたてまえを貫いて廃止をするという方向に向かうべきだと思うんですが、この辺についての見解を最後にひとつ大臣から聞きたいと思っています。

○国務大臣(福田一君) この問題はしばしば論じられておるところではありますが、これは国、地方を通ずる一つの大きな行政の仕組みになっておることは、皆さんも御承知のとおりでございますので、今後検討はいたしますが、にわかにここでお答えをすることは困難かと存じます。

○委員長(原文兵衛君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、野田哲君及び和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として片山基市君及び森下昭司君が選任されました。

○市川房枝君 時間がありませんので、一つだけ自治大臣に伺いたいと思います。

五十年度の予算で決定しております地方交付税額は、財政投融資資金からの借り入れでそのまゝ支出されることがわかりました。しかし、地方自治体は別に地方税がはなはだしい減収となりまゝで、非常に苦しいことだと思います。ところが、ギャンブルをやっております自治体には、別にその利益がまるまる収入となつておりますね。そこで、ギャンブルをやっていない自治体との間の不公平が、いままでになく私ははつきりするんじゃないかと思うんです。私は、前にも申し上げておりますように、自治体がギャンブルをやることに

は全面的に反対でございますけれども、しかし現状から見て、この際英断をもって、地方交付税の算定の際に地方税と一緒にギャンブルの収入も加算して計算をし、そうして地方行政の格差をなくするということをしていただくことが時期ではないのか。地方財政の危機に際しまして、この問題をはつきり自治大臣どうお考えになっていきますか、その御決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(福田一君) 実は私のギャンブルの問題は、設立当初の考え方から見まして、もう現在では相当程度目的を達してそれ以上になっておると私は解釈をいたしております。ところが、いま仰せのように特殊の財源として入っておつて、そうしてギャンブルをやらない隣の市町村というものに対して非常に大きな不公平な事態が生じておる例が非常に多いのでございます。必ずしも全部が全部とは申しませんが、これはもうこの際ひとつ何とか解決をいたしたいというのが私の考え方でございます。ただし、私は人件費の問題についても申し上げたところでございまして、一年でばつさりすべて片づけるなどというようなことは実際政治の問題としては私は非常に困難である、だから順次これを解決する。まあ両三年でという言葉を使ったものでありますが、そういうふうにしたというのを申し上げておりますが、ギャンブルの問題につきましても、一挙にすることはできないでも、一つの計画を立てて三年なり五年なりの間にはこれはある程度是正をする。いままで持っておつた権利ですから、全部取り上げてしまふわけにはいかないで、少なくとも半額くらいは私ははかに均てんさせる工夫をすべきてはないかという考え方を実は持っておりますし、何とかこれが実現に努力したい、かようにしたい決意を持っております次第でございます。

○市川房枝君 自治大臣のいまの御意見を伺いまして、将来何らかの方法をとってくださるだらうという期待を持ってもいいだらうと思ひますけれども、その半分くらい均てんをするようにというお話ありました。その方法はなかなかむずかしいでしょうし、だから私はそれは交付税の算定の中にお入れになれば一番公平になると言えるんですけれども、次の来年度の予算で、この際ひとつ何とか具体的事実として示していただくようお願いをしておきます。また改めて問題を伺いたいと思います。きょうはこれだけ、ありがとうございます。

○国務大臣(福田一君) 御趣旨はよくわかりますが、その内容をどう処理するかということについてはいま検討をいたしておるということでございますので、御了承をお願いいたします。

○委員長(原文兵衛君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。野口君及び神谷君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、両修正案を議題といたします。まず、野口君提出の修正案の趣旨説明を聴取いたします。野口忠夫君。

○野口忠夫君 私は、日本社会党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十年度の地方交付税及び地方債の特例に関する法律案に対する修正案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、不況とインフレは地方財政の上にもきわめて深刻な影響を及ぼすに至つており、法人関係税を中心とする地方税の収入見込み額は、本年度の当初見込み額に対し、一兆六千三百十二億円の減収すると推定されております。また、国税三税の収入見込み額が減少することに伴い、地方交付税交付金も当初予算計上額に対し、約一兆一千五百億円の落ち込みを生ずることが見込まれております。一方、自治体においては、地方公務員の給与改定や第四次不況対策等に

よる新たな財政需要に迫られており、当初計上額に対する落ち込み額はもちろんのこと、落ち込み率においても、昭和四十年及び四十六年度を大幅に上回り、いまや戦後最大の財政危機に直面しているものであります。

このように地方財政が危機に直面することとなつたのは、引き続く不況とインフレに起因しているものであります。その根本的な原因としては、歴代自民党政府が、住民福祉の充実や生活基盤の整備よりも、産業基盤の整備など中央集権化のもとに大企業優先の高度経済成長政策を推進してきたことによるものであります。そのため自治体においては、過疎過密、公害その他の対策に伴う膨大な財政需要を引き起こすことになりましたが、これに対し国が十分な自主財源を付与しなかつたことによるものであります。

さらに重大な問題は、今日の地方財政の危機を契機として、単に財政上の問題だけではなく、自民党政府のもとにおいて地方自治そのものの危機をも迎えていることである。われわれは、このような地方財政の危機を打開し、自治体の自主的な行政運営を確保するため、当面の緊急対策を講ずるとともに、昭和五十一年度以降の地方財政の長期的な見通しに立つて、抜本的な恒久対策を講ずべきことを政府に要求してきたのであります。

しかしながら、今回の自民党政府の地方財政対策によりまして、地方交付税の減収対策としては、地方交付税率の三〇％は依然として据え置かれたままになっており、国の一般会計の負担としては、わずかに臨時地方特例交付金二百二十億円の措置を講じたにすぎず、その大部分は、後年度における償還のための財源措置を講じないまま、その全額を資金運用部資金の借り入れに依存しているものであります。また、地方税の減収補てんのための地方債については、政府資金の引き受けは一九〇程度で、利子負担の軽減を含めても約四〇％程度であつて、今後の償還のための財源については何らその対策を講じてはいないのであります。

す。さらに加えて、第四次不況対策としての公共事業等の追加に伴う地方負担についても、全額、地方債に依存しているにすぎません。

しかも、これらの地方財政対策は、あくまで地方財政計画ベースに基づく措置でありまして、地方財政計画を上回る現実の自治体の財政需要の実態は全く無視されているのであります。

以上のような自民党政府の地方財政に基づく政府案では、今日の地方財政危機の打開どころか、後年度においても地方財政を一層深刻な危機に追いやることは明白であります。

したがって、この際、地方交付税率の引き上げ措置を含め、恒久的な一般財源の充実強化を図り、もって地方財政の危機を打開し、自治の発展を図るため、本修正案を提出した次第であります。

次に本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一は、最近における地方財政需要の増大に対処するため、昭和四十一年度以来、据え置かれてきた地方交付税率の現行三・三〇を三五・〇に引き上げることとしております。

これによる昭和五十年年度の地方交付税の増加額は三千百一億四千円となりますが、この額については、昭和五十年年度に限り、交付税特別会計において資金運用部資金から借り入れることとし、その元利償還については、昭和五十一年度において、国の一般会計の負担で償還することとしております。

第二は、最近の地方財政の危機的状況を緊急に改善するため、昭和五十年年度から同五十二年年度までの間に限り、国税三税の八％に相当する額をもって第二地方交付税を創設することとしております。

その内容は、第一種交付税と第二種交付税に区分し、それぞれ第二地方交付税総額の二分の一の額としております。

また、その配分についてはありますが、第一種交付税については、人口一人当たり、九百九十六

円、面積一平方キロメートル当たり二十七万七千三百五十五円を単位金額として、すべての都道府県及び市町村に対して交付することとしております。

第二種交付税については、前前年度の決算における民生費の額千円につき百三十五円、同じく決算における単独普通建設事業費の額千円につき九十六円を単位金額として交付団体に対して交付することとしております。

なお、昭和五十年年度の第一地方交付税の総額は、八千二百七十億四千円となりますが、この額については、本年度に限り、交付税特別会計において資金運用部資金から借り入れることとし、その元利については、昭和五十一年度において国の一般会計の負担で償還することとしております。

第三は、昭和五十年年度における異常な歳入不足等による地方財政の窮状に着目するとともに、不況対策としての各種の財政支出の増大などに対処するため、交付団体に対して、昭和五十年年度に限り、国の一般会計の負担で、臨時地方特例交付金七百八十一億円を交付することとしております。なお、この配分については政令に委任することとしております。

第四は、この修正案により、昭和五十年年度における普通交付税の額と第二交付税の額の合算額が、改正前の現行地方交付税法による当初算定の普通交付税の額に満たない地方団体に対して、その満たない額を、昭和五十年年度に限り、臨時地方財政交付金を交付することとしております。

なお、この臨時地方財政交付金は、約一千億円と見込まれますが、これは国の一般会計で負担することとし、その交付に必要な事項は自治省令で定めることとしております。

第五は、都の特例について改善することとしております。すなわち、都の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定に当たっては、特別区の存する区域を市とみなした場合に得られる基準財政収入額及び基準財政需要額を加算する特例を廃止し、特別区の存する区域を市とみなして都とは別

に算定することとしております。なお、その結果、都に交付される特別区の普通交付税については、都は、その額を都区分財政調整交付金の財源に充てるものとしたしております。

第六は、昭和五十年年度に限り、自治体の財政運営に支障が生ずることがないようにするため、地方財政法第五條第一項ただし書きの規定による地方債を起してもなおその財源に不足を生ずる場合には、その不足額に充てるため、地方財政法第五條の規定にかかわらず、地方債を起すことができることとしております。

なお、政府は、地方税の減収補てんに伴う地方債については、政府資金でその八割以上を引き受けるべきであります。

以上が本修正案の提案理由とその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決なされますようお願い申し上げます。

○委員長(原文兵衛君) 次に、神谷君提出の修正案の趣旨説明を聴取いたします。神谷君の助君、○神谷君の助君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十年年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案に対する修正案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今日、地方財政は、深刻な不況とインフレの同時進行のもとで、かつてない深刻な危機に直面しております。現に本年度においては、国税三税の収入見込み額の減収に伴う地方交付税の当初予算計上額に対する落ち込み約一兆一千五百億、地方税の当初見込みに対する減収額は、住民税、事業税だけで約一兆一千億に上るなど、膨大な歳入不足を生ずることが見込まれております。

一方、歳出面では第四次不況対策、給与改定などによる新たな財政需要が必要となっており、その結果、地方財政はまさに危機的状態に陥り、地方行政の根本的対策が不可欠であります。さしあたり当面の困難を切り抜けるための緊急措置が必要となっております。

今日の政府の緊急措置を見るならば、わずかに二百二十億円の臨時特例交付金を除き、地方交付税の不足額一兆一千五百億、地方税減収額約一兆一千億をすべて地方自治体の借金で賄うという内容のものであります。

このような借金による地方財源措置は、償還が開始される昭和五十三年度以降、地方財政に過大な負担となり、とりわけ、来年度以降の財政見通しが不確定な状況の中で、後年度においても、償還財源が全く見込まれていないなど、地方財政危機が引き続く結果となることは明らかであります。

また、こうした地方財政危機の一要因である地方財政計画と決算の乖離は巨額に上っております。

地方自治体職員、たとえば厚生省の保母の増員要求を大蔵省が認めないことによる人員差を初めとして、人員差に係る所要財源は約四千億に上り、この額は国税三税の当初見込み額の三％相当に該当するものであります。

政府の特別措置は、こうした乖離分に対する措置を全く等閑視するものであります。これは、地方財政計画に基づく基準財政需要額から排除された膨大な地方公務員は、財政措置の対象外に置かれることとなります。

わが党は、さき今日、今日の経済危機を打開するための緊急政策を発表し、また昭和五十年年度補正予算案編成が動議を提出しておりますが、その中で地方財政対策として、現在の深刻な地方財政危機を根本的に打開するためには、わが党が一貫して要求し、いまでは地方自治体関係者の間でも一致した要求となっている地方交付税率の四〇％への引き上げ、超過負担の完全解消、国の機関委任事務の大幅整理を初め、国と地方の事務の民主的再配分などのより根本的な対策を進めなければならぬが、当面の困難を切り抜けるための緊急措置をとることが必要であることを明らかにしてきたのであります。

わが党は、こうした立場から、とりあえず実現可能な緊急で現実的な措置をとることにより、直

面する地方財政危機を切り抜けるため、本修正案を提案した次第であります。

次に、本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一は、国税三税の減収に伴う地方交付税の不足の補てんなどのために必要となる一兆一千百九十九億八千万円を交付税特別会計において借り入れたことに伴う償還金を一般会計で負担することとし、そのため昭和五十三年度から六十年までの間、地方交付税の総額は、現行法定額に別表に規定する当該年度償還額を加算した額とすることとしております。

第二は、昭和五十年に限り地方税の減収約一兆一千億円が生じたことに對し、地方財政運営に支障を生じさせないため、各地方公共団体は、地方財政第五條の規定にかかわらず、地方税減収額相当額を限度として、特例債を起すことができることとしております。

この特例債は、国が全額政府資金で引き受けることとし、その利子は、国の一般会計から利子補給することとしております。

第三に、昭和五十年に限り、地方財政の窮迫に伴う緊急措置として、四千百三十三億円の地方財政特例債を認めることとしております。この総額は、補正前の国税三税の三〇％に相当するものであります。

地方財政特例債は、地方財政法第五條の規定にかかわらず起すことができることとし、その利子は国の一般会計から利子補給することとしております。

第四に、第四次不況対策として、昭和五十年補正予算案により追加された公共事業に伴い必要となる地方負担分の経費に充てるために起した地方債の利子を、国が一般会計から利子補給することとすることとしてあります。

以上が、本修正案の提案理由とその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決されますようお願い申し上げます。

○委員長(原文兵衛君) ただいまの野口君提出の修正案及び神谷君提出の修正案はいずれも予算を伴うものでありますので、国会法第五十七條の三の規定により、内閣から兩修正案に対する意見を聴取いたします。福田自治大臣。

○国務大臣(福田一君) ただいまの日本社会党及び公明党提案の修正案並びに日本共産党提案の修正案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長(原文兵衛君) それでは、ただいまの兩修正案に對し、質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○福岡知事 私は、日本社会党を代表して、わが党並びに公明党共同提案の修正案に賛成し、自民党政府案及び日本共産党提出の修正案に反対する立場から討論をいたします。

自民党政府の地方財政対策は、地方交付税率を据え置いたまま交付税減額分についてはすべて借り入れとし、わずかに二百二十億円の臨時特例交付金でお茶を濁す一方、減収補てんのための地方債についても、政府資金の引き受けはわずかに一〇％程度であり、ことごとく借入金によって急場をしのいでいるにすぎません。加えて、公共事業の地方負担についても全額地方債に依存するなど、自民党政府の地方財政対策は、地方財政の長期展望を何ら明らかにすることなく、地方財政危機を一層深刻化させるものと言わねばなりません。

言うまでもなく、今日の地方財政危機は、直接的には引き続くインフレと不況に起因しているのではありませんが、より根本的には、歴代自民党政府が、住民福祉の充実や生活基盤の整備などより、中央集権的に大企業優先のいわゆる高度経済成長政策を推し進めてきたためであります。しかも、こうした生産第一主義、大企業優先という政策推進のもとにあって、過疎過密、公害など、住民生

活を防衛するための自治体の財政需要は増大の一途をたどっているにもかかわらず、自民党政府は、三割自治と言われるように、貧困な自主財源しか賦与してこなかったものであります。こうした長年の地方財政、ひいては地方自治軽視の姿勢こそ、今日の地方財政危機の真の原因であると言わざるを得ません。

このように、地方財政危機の真の原因を正しく直視するならば、自民党政府の今回の措置がいか自治体の実態を無視したものであるか、一目瞭然であります。

昭和四十年、四十六年の状況を量的にも質的にもはるかに上回る今回の地方財政危機を打開するためには、地方交付税率の引き上げを中心とする抜本的改革こそ急務であります。昭和四十一年以来、交付税率は現行税率に据え置かれ、いまや地方交付税は財政調整機能を全く失い、第二補助金化しているのが実態であります。このような交付税制度を、わが党及び公明党が提唱しているように、基本税率の引き上げや不交付団体に対する財政措置の強化を含めた第二交付税の創設を図ることによって本来の調整機能を確立することこそ、今日の最大の課題であります。

このような立場から申しますならば、共産党提出の修正案についても、交付税制度改革には何ら触れることなく、理論的根拠にも乏しい地方財政の特例債に依存するなど、その内容は自民党政府案と同様、地方財政危機打開にはおよそほど遠いものと言わねばなりません。

以上、私は、日本社会党を代表して、自民党政府案及び共産党提出の修正案に反対し、わが党及び公明党共同提出の修正案に賛成するものであることを申し述べ、討論を終わりたいと思います。

○金井元彦君 私は、自由民主党を代表して、昭和五十年における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案に賛成し、日本社会党、公明党共同提案の修正案並びに日本共産党の修正案に反対の意を表するものであります。

本法律案は、国税三税の減収に伴う地方交付税

の減額分等については、交付税及び譲与税配付金特別会計において政府資金を借り入れ、当初予算計上額を確保すること、この借入金の返済は、地方財政の状況を考慮し分割して償還すること、臨時地方特例交付金二百二十億円を国の一般会計から同特別会計に繰り入れ、財政運営の健全化を図ること、地方公務員の給与及び生活保護費等の引き上げに伴う地方経費を需要額に算入するための単位費用を改正すること、地方税の当初見込みに對する減収分については、必要に応じ、地方財政法の規定にかかわらず、その不足額に充てるため地方債の発行の特例措置を講ずることができると等を主な内容とするものであります。

地方財政の現況は、申し上げるまでもなく二十年来と言われるさきわめて窮迫した事態に直面しております。特に今後の地方財政は、経済の安定成長路線への転換を背景に、義務的経費の増高等によってさらに長期にわたって困難な道を歩むものと予想されます。かように考えるとき、今回とられまされた地方財政対策は、必ずしも将来の展望を踏まえた万全の策であるとは言えない面もあるかもしれません。しかしながら、事態はきわめて緊急を要します。一日も早く資金手当を必要とする地方団体の財政状況を顧みるとき、恒久的な地方財政対策はともかくとして、当面の措置としては、政府の努力を十分評価しなければならぬものと思ひます。

したがって、私は本法律案は、地方団体の財政の実情にかんがみ、当面の措置としては適切な内容のものであると思ひます。経費の効率的な使用と厳正な態度で財政運営に臨むことを各地方団体に期待し、いずれの修正案にも反対、原案に賛成の意を表します。

○阿部憲一君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております政府提出の昭和五十年における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案について、日本社会党、公明党共同提案による修正案に賛成し、政府原案及び日本共産党提出の修正案に反対の意を表するものであります。以

下、政府原案に対する反対の理由を申し述べます。

まず、反対の第一の理由は、今回の措置は、政府の経済政策の失敗の責任を地方自治体に転嫁したにすぎないからであります。

今日の地方財政の深刻な赤字は、政府の経済見通しの誤りと、インフレ対策にのみ心を奪われた経済政策の失敗によって起こったものであり、その責任は政府にあることは明らかであります。

十月にまとめた全国市長会の都市財政の概況によれば、赤字に転落した自治体は四十九年度で新たに三十七市、全部で八十三市にも上り、今後、赤字再建団体に指定される可能性の強い団体だけでも二十近くあると見られています。こうした地方自治体の破産状態に対し、政府は、国税三税の減収に伴う地方交付税の減収一兆一千億圓については資金運用部資金で地方に貸し付ける、地方税の落ち込み一兆一千億圓の補てんは全額地方債で賄い、うち二千億圓は資金運用部資金で引き受けることによって急場をしのぐとしております。

しかし、交付税及び地方税の減収に対する今回の措置は、その償還財源については将来一般財源の強化によって対処すべきものであるにもかかわらず、それらについて何ら具体的な方途が明確になされておられません。このままでは、地方財政は、今回の交付税、地方税の減収に対する借入金や特別地方債の償還のために負担の増大を招き、後年度に於て、実質的な交付税率の引き下げや、地方税の減額を来し、財政的に圧迫を受けるのは必至であります。当然、交付税会計への借入金返済が始まる五十三年度以降は、地方債の償還も加わって、自治体財政はますます苦しくなることは火を見るより明らかであります。つまり、政府の打ち出した対策というのは、要するに、政府のつくった地方財政計画の収支じりを合わせるために、自治体に巨額の借金を背負わせて危機を数年後にずれ込ませるだけの、文字どおり一時しのぎの策にすぎないからであります。

公明党は、交付税の減収に対する借入金返済は

国が責任を持つべきであり、さらに地方税の減収を補てんするための特別地方債を地方財源から償還するのであれば、当然交付税率を引き上げるべきであると主張いたします。

反対の第二の理由は、今回の対策は、あくまで地方財政計画を下回る歳入欠陥についてのみ財源補てんをしたにすぎないからであります。

地方財政計画は、実際の自治体の財政需要より低く抑え込まれていることはよく知られているところであり、四十八年度決算で見れば、自治体の総決算では十七兆五千八百億圓の歳出になつておりますが、地方財政計画の歳入は十五兆圓にとどまっております。五十年では、この乖離現象が、さらに大きくなると見られているにもかかわらず、政府の地方財政対策は現実離れをきた財政計画ベースの穴埋め対策にすぎません。これでは地方自治体の財政は、いつまでも苦しい状態が続くのは明らかであります。

反対理由の第三は、地方債の消化に対する懸念であります。今回の措置によって発行される地方債は、特別債一兆六千三百三十二億圓、公共事業の地方負担分も含めると一兆三千八百八十二億圓にも上るものであり、しかもこのうち政府の引き受け分は三千七百億圓にすぎず、大部分は市中消化によるものとなっております。これまでも地方自治体は、繰上債の消化や、各開発公社等の融資についても困難を来してきたわけであり、これから三兆五千億圓にも上る赤字国債が発行され、さらに民間の資金需要が高まる年末に、果たして、大量の地方債の消化ができるかどうか心配されております。地方自治体が容易に起債の獲得ができるような、明確な見通しを立てるべきであります。

最後に、現在のパンク寸前の自治体財政を救う道は、単に一時しのぎの措置ではなく、抜本的な改革を断行する以外にはありません。

地方財政を危機に陥れた根本的な原因は、政府自民党が今日までつくくり上げていままお崩そうと

しない中央集権的な財政制度そのものにあり、それは国民の租税負担総額の七割を中央政府が徴収し、三割を地方自治体が徴収しているものの、支出面では七割を地方自治体が担当し、中央政府が直接担当するのは三割だけという矛盾した逆転現象となつて中央集権的な構造を強めております。さらに、今回の不況をきっかけとした政府の地方財政対応策は、さまざまな形で、自治省を中心とする中央政府の統制をかえって強化するものではないかという危険性を指摘せざるを得ません。

今こそ地方行政について根本的な検討を行い、国民が求めている福祉とは何か、その要求を満たすためにはどのような方法が最適であるかを問い直すこと、何を優先すべきか、どこに重点を置くべきかという政策の選択について、国民の意見が形成され、それが行政に反映されていく過程がどのようなものであればよいのか、民主主義の本旨に基づいて行われるべき政策形成の仕組みはどのようなものであるかという点について十分な理解をつくり上げるためにも、地方自治体の自主性を重要視する思い切った改革こそが必要であります。

公明党は、早くから今日の地方財政危機を予測し、そのための具体的な提案を行ってきました。たとえば、今年三月には、地方財政危機の主因である超過負担を解消するため、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案を提出し、また、現在、大きな社会問題となっている高等学校不足の解決のために人口急増対策特別措置法案を提出してきたのでありますが、いまだこうした措置がとられていないのであります。

政府は、地方財政の危機打開のために単に減収分を穴埋めすればよいという小手先の応急措置でお茶を濁すのではなく、今後続くであろう低経済成長に備えて、住民福祉の充実と地方財政の確立のために、かねてよりわが党が主張している、法人関係税の拡充など、地方の自主財源の強化、大企業優遇という租税特別措置の廃止による地方

税の増収、地方交付税率の引き上げ、超過負担の完全解消、地方債の充実、公営企業財政及び国民健康保険事業の健全化、消防施設税の創設などきめ細かな施策を行い、思い切った地方行政の改革に乗り出すべきであります。

以上、日本社会党、公明党共同提出の修正案に賛成し、政府原案及び日本共産党提出の修正案に反対の討論といたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案に反対、日本社会党及び公明党提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に賛成の意思を表明するものであります。

まず、政府提出法案であります。第一にこの法案に基づき補正予算措置は、地方財政計画の計上額を確保したにすぎないのであります。地方財政計画は実際の地方財政規模を大きく下回っており、四十八年度で両者を比較すると、地方財政計画は決算額より二兆四千九百億圓も下回っているものであります。

三木総理は、十月の全国知事会議で、地方財政計画で標準的な行政ができることと述べて、保守、革新を問わず、多くの知事から反発を買ったのでありますが、ほぼ地方財政計画どおりの財政運営を行っている、いわば政府推薦の財政運営のモデル県では、道路の改良率、社会福祉施設の数、公営住宅の建設、学校の建てかえを要する危険校舎の数、それらが多いことなど、そのほとんどが全国平均水準を大きく下回っており、住民の切実な要求に満足にたえていないのであります。

政府の言うモデル県では今年度黒字が予想されておりますが、これは数字の上に出た表面上の現象であつて、実は住民のための行政需要を極度に圧縮しているためにほかならず、その根底には住民の大きな犠牲があるのであります。

今回の補正措置は、自治体が地方財政計画を上回って住民の生活水準向上のために行ったきた施策、それは社会福祉施設あるいは住宅の建設、道路改修、農村の園地整備事業、中小企業の育成な

どのための補助金、貸付金制度などさまざまなありますが、これらを打ち切れというのを言うに等しいのであります。これは、不況と物価高にあえぐ国民の要求に背を向けるものであり、とうてい認められないのであります。

第二に、交付税の借り入れ措置であります。地方自治体の財政需要を財政的に保障するための交付税制度でありますから、当然国が一般会計から繰り入れるべきものであります。

今後の返済は、年平均して千三百億円でありますから、これは今年度当初の交付税率一%に相当するものであり、償還時期に入る五十三年度からはいわば交付税率を一%引き下げることになるのであります。これは、現在の地方財政危機を打開するどころか、より一層長期的に激化させるものであります。

第三に、地方債の発行の特例であります。地方税の異常な減収も政府の見通しの誤りに原因があるものであり、当然利子補給すべきであるにもかかわらず、それどころか、金利の高い民間資金に大部分を引き寄せようというものであります。この措置も、将来交付税の償還に加えて大きな負担をもたらすことは明白であります。総じて今回の措置は、歴史的とも言える地方財政危機を打開するどころか、一層深刻化させるものであります。

以上が政府原案に反対する理由であります。次に、社会党、公明党の修正案についてであります。都区合算方式の廃止あるいは交付税率の一定の引き上げなど、若干の改善を行っているのではありませんが、しかし、この交付税率の引き上げ額合計一%、これによって約一兆一千億円の交付税減収の補てんを図るとしておりますが、わが党も、交付税制度について、税率引き上げによる抜本的な措置が必要であり、したがって、前通常国会においても、その立場からの修正案も提起したところであり、しかし、今回は年度の途中におけるいわば政府の経済失政、それとこの見通しの誤りに生じた臨時的現象でありますから、これ

に対する措置は臨時的措置で充てるのが当然のことであると思ひます。

以上の理由で政府原案に反対、そして社会党、公明党案に賛成、そして日本共産党案に賛成する理由を述べて討論を終わります。

○委員長(原文兵衛君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。それでは、これより昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案について採決に入ります。

まず、神谷君提出の修正案の問題に供します。

神谷君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原文兵衛君) 少数と認めます。よって、神谷君提出の修正案は否決されました。

次に、野口君提出の修正案の問題に供します。野口君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原文兵衛君) 少数と認めます。よって、野口君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原文兵衛君) 少数と認めます。よって、本案は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(原文兵衛君) 野口君から発言を求められておりますので、これを許します。

○野口忠夫君 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブの各派共同提案に係る地方財政の拡充強化に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方財政の拡充強化に関する決議(案)

政府は、不況とインフレによる厳しい経済情勢のもとにおいて深刻化する地方財政危機を打開し、住民福祉の向上、地方自治の発展をはかるため、次の諸点についてすみやかに善処すべきである。

一、昭和五十一年度の地方財政対策をたてるにあたっては、地方交付税率の引き上げを含め、地方一般財源の確保充実に努めるとともに、後年度負担に配慮すること。

二、昭和五十一年度の財政措置を講ずるにあたっては、不交付団体に対しても交付団体と同様の措置を行うこと。

三、昭和五十一年度の地方財政計画の策定については、実態に即するように積算内容の改善合理化を図ること。

四、地方税の減収にかかる特例地方債の運用にあたっては、交付団体、不交付団体の別、財政状況の如何にかかわらず、また給与の実態を条件としないこと。また、退職手当債の運用にあつても同様とすること。

五、国の租税特別措置による地方税への影響を遮断し、地方税の非課税措置の整理を図ること。

六、事業所税の課税団体の範囲の拡大を図ること。

七、昭和五十一年度以降、国庫補助負担金の単価差にかかる超過負担について完全解消措置を講ずるとともに、あわせて数量差、対象差についても引き続き、その改善合理化を図ること。

八、人口急増地域及び過疎地域の市町村に対する

る財政措置を充実し、住民生活の安定及び住民福祉の充実に努めること。

以上であります。

○委員長(原文兵衛君) ただいまの野口君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原文兵衛君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田自治大臣より発言を求められておりますので、これを許します。福田自治大臣。

○国務大臣(福田一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと思ひます。

○委員長(原文兵衛君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

〔参照〕

〔野口忠夫君提出〕

昭和五十一年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案に対する修正案
昭和五十一年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案の全部を次のように修正する。

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「百分の三十二」を「百分の三十五」に改め、同條第二項中「百分の三十二」を「百分の三十五」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第二十一條を次のように改める。

(都等の特例)
第二十一條 都にあつては、道府県に対する交

付税の算定に關してはその全区域を道府県と、市町村に對する交付税の算定に關してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した交付税の額に相當する額の合算額をその交付税の額とする。この場合において、第十二条、第十四条その他交付税の算定及び交付に關する規定の適用について必要な技術的読替は、自治省令で定める。

2 都は、前項の規定による都の交付税の額のうち同項の規定により市町村とみなされる特別区の存する区域に係る交付税の額に相當する額を、地方自治法第二百八十二条第二項の規定に基づき都と特別区及び特別区相互の間の調整上必要な措置に要する経費の財源に充てなければならない。

3 この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

附則第二十二項を次のように改める。

(第二 地方交付税)

22 昭和五十年から昭和五十二年までの各年度に限り、国と地方団体との間の適正な事務の再配分及びそれに伴う財源の再配分に基づく国の財政と地方団体の財政との適正な關係が確立されるまでの間の臨時の措置として、地方団体に第二地方交付税(以下「第二交付税」という。)を交付する。

附則に次の十七項を加える。

(第二 交付税の総額)

23 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の八をもつて第二交付税とする。

24 毎年度分として交付すべき第二交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の八に相當する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における第二交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

(第二 交付税の種類等)

25 第二交付税の種類は、第一種交付税及び第二種交付税とする。

26 毎年度分として交付すべき第一種交付税及び第二種交付税の総額は、それぞれ附則第二十三項の額の百分の五十に相當する額とする。

(第一種交付税)

27 各道府県又は市町村に對し毎年度分として交付すべき第一種交付税の額は、次の表の上欄に掲げる算定単位ごとの下欄に掲げる単位金額に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を当該道府県又は市町村について合算した額(以下この項において「算定額」という。)とする。ただし、算定額の合算額が第一種交付税の総額を超える場合においては、第一種交付税の総額を算定額であん分した額とする。

算定単位	単位	金額
人口	一人につき	九九六円
面積	一平方キロメートルにつき	二七七、三五五

28 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県又は市町村の人口	人
二 面積	建設省国土地理院において公表した最近の当該道府県又は市町村の面積	平方キロメートル

(第二種交付税)

29 第二種交付税は、各年度において基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に對して交付する。

30 各道府県又は市町村に對し毎年度分として交付すべき第二種交付税の額は、次の表の上欄に掲げる経費の種類及び中欄に掲げる算定

単位ごとの下欄に掲げる単位金額に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を当該道府県又は市町村について合算した額(以下この項において「算定額」という。)とする。ただし、算定額の合算額が第二種交付税の総額を超える場合においては、第二種交付税の総額を算定額であん分した額とする。

経費の種類	算定単位	単位金額
民生費	決算における民生費の額	千円につき 一三五円
単独普通建設事業費	決算における単独普通建設事業費の額	千円につき 九六円

31 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。

算定単位の種類	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 決算における民生費の額	当該道府県又は市町村の決算における当該年度の「民生費」の額	千円
二 決算における単独普通建設事業費の額	当該道府県又は市町村の決算における当該年度の「単独普通建設事業費」の額	千円

32 第二交付税は、毎年度、一月に交付する。

(準用規定等)

33 第四条、第五条(第五項を除く。)、第八条、第九条、第十条第三項から第五項まで、第十七条、第十七条の三から第二十條まで、第二十条の三第二項、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二條の規定は、第二交付税について準用する。この場合において必要な技

術的読替は、政令で定める。

34 附則第二十三項から前項までに定めるもののほか、第二交付税の交付に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(臨時地方財政交付金)

35 昭和五十年に限り、第二号に掲げる額が第一号に掲げる額に満たない地方団体に對して、当該満たない額に相當する額を臨時地方財政交付金として交付する。

一 昭和五十年八月三十一日において、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号。次号において「昭和五十年改正法」という。)による改正前の第十条の規定により昭和五十年年度の当該地方団体に對する普通交付税の額として決定されている額(同号において「既定額」という。)

二 昭和五十年九月一日以後において、所得税、法人税及び酒税の収入見込額の見積り變更に伴い昭和五十年改正法による改正後の第十条の規定により既定額が變更決定された場合における昭和五十年年度の当該地方団体に對する普通交付税の額と昭和五十年年度の当該地方団体に對する第二交付税の額との合算額

36 前項の臨時地方財政交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(臨時地方特例交付金)

37 昭和五十年に限り、地方経済の振興及び雇用の安定に資するため、同年度において基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に對して、臨時地方特例交付金を交付する。

38 臨時地方特例交付金の総額は、七百八十一億円とする。

39 各地方団体に對して交付すべき臨時地方特例交付金の額の算定その他臨時地方特例交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
附則第三十三条の三の次に次の一条を加える。

(昭和五十年年度における地方債の特例)

第三十三条の四 昭和五十年年度に限り、地方公共団体は、その財政運営に支障が生ずることがないようするため、第五条第一項ただし書の規定によつて地方債を起すこともなおその財源に不足を生ずる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十年年度の地方交付税及び第二地方交付税から、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の規定は、同年度分の予算から、適用する。

(経過措置)

第二条 昭和五十年四月一日において昭和五十二年以前年度の年度における第二地方交付税でまだ交付していない額がある場合は、その額を昭和五十二年年度の第二地方交付税の交付を受けた地方公共団体に対して、昭和五十四年六月に交付する。

2 前項の規定により各地方公共団体に対して交付する額は、昭和五十二年度分として各地方公共団体に交付した第二地方交付税の額で前項の額をあん分した額とする。

3 昭和五十二年四月一日において昭和五十二年以前年度の年度分として交付した第二地方交付税の額が昭和五十二年以前年度の年度において交付すべきであった第二地方交付税の額を超えている場合においては、当該超えている額は、昭和五十二年年度の第二地方交付税とみなす。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

(正)

第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。
第四条中「百分の三十二」を「百分の三十五」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附則第九項中「第三項」を「第六項」に、「第四項」を「第七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とする。

附則第六項及び第七項中「第三項」を「第六項」に改め、これらの項をそれぞれ附則第九項及び第十項とする。

附則第五項を附則第八項とし、附則第四項を附則第七項とし、附則第三項を附則第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

3 昭和五十年年度に限り、第三条中「地方譲与税譲与金」とあるのは「第二地方交付税交付金(同法による第二地方交付税の交付金をいう)、臨時地方財政交付金(同法による臨時地方財政交付金をいう。次条において同じ)、臨時地方特例交付金(同法による臨時地方特例交付金をいう)、地方譲与税譲与金」と、第四条中「百分の三十五に相当する金額の合算額」とあるのは「百分の三十五に相当する金額の合算額から三千百一億四千万円を控除した額」と、控除した額に相当する金額」とあるのは「控除した額と、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれの百分の八に相当する金額の合算額、七百八十一億円及び臨時地方財政交付金の合計額から八千二百七十億四千万円を控除した額との合算額に相当する金額」と読み替えるものとする。

4 昭和五十一年度及び昭和五十二年年度に限り、第三条中「地方譲与税譲与金」とあるのは「第二地方交付税交付金(同法による第二地方交付税の交付金をいう)、地方譲与税譲与金」と、第四条中「控除した額に相当する金額」とあるのは「控除した額と、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれの百分の八に相当する金額の合算額、七百八十一億円及び臨時地方財政交付金の合計額から八千二百七十億四千万円を控除した額との合算額に相当する金額」と読み替えるものとする。

5 地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)附則第二条の規定により地方公共団体に対して交付する金額がある場合における第三条及び第四条の規定についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

百分の八に相当する金額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における同法による第二地方交付税に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該年度以前の年度において当該第二地方交付税に相当する金額を超えてこの会計に繰り入れた額を控除した額との合算額に相当する金額」と読み替えるものとする。

13 この会計においては、昭和五十年年度に限り、附則第六項の規定による借入金のほか、一兆千三百七十一億八千万円を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることが出来る。

14 前項の規定による借入金の償還金及び利子の支払に充てるため、必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

15 附則第九項及び第十項の規定は附則第十三項の規定による借入金について、附則第十二項の規定は附則第十三項の規定による借入金の償還金及び利子並びに前項の規定による一般会計からの繰入金について、それぞれ準用する。

この修正の結果必要となる経費は、本年度約二千百六十億円の見込みである。

(神谷信之助君提出)

昭和五十年年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案に対する修正案
昭和五十年年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条を次のように改める。

(特例債)

第二条 昭和五十年年度に限り、地方公共団体は、地方税の減収額をうめるため、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すことができる地方債の額は、政令で定める方法によつて算定した額とする。

3 第一項の規定による地方債(以下「特例債」という)は、国が資金運用部資金をもつてその全額を引き受けるものとする。

4 特例債の利率及び償還の方法その他特例債に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方財政特例債)

第三条 昭和五十年年度に限り、前条に規定するもののほか、地方公共団体は、その財政需要に充てるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。この場合において、その地方債(以下「地方財政特例債」という)の総額は、都道府県を通じて千六百五十三億二千万円、市町村及び特別区を通じて二千四百七十九億八千万円を超えないものとする。

2 前項の規定により起すことができる地方財政特例債の額は、都道府県にあつては千四百九十億円、市町村及び特別区にあつては千二百五十億円に当該地方公共団体の昭和五十年三月三十一日現在における住民の数をそれぞれ乗じて得た額とする。

3 前項の住民の数は、都道府県にあつてはその区域内の市町村数及び特別区の住民基本台帳に記録されている者の数を合計した数とし、市町村及び特別区にあつてはその住民基本台帳に記録されている者の数(過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二条第二項の規定により公示された市町村にあつては、その

住民基本台帳に記録されている者の数に一・五を乗じて得た数とする。

4 自治大臣又は都道府県知事は、地方公共団体から許可の申請があつた地方財政特別債の額が第二項に規定する額を超えていない場合には、これを許可するものとする。

(特別債及び地方財政特別債の利子補給)

第四条 国は、毎年度、地方公共団体の特別債及び地方財政特別債に係る当該年度分の利子支払額に相当する金額を当該地方公共団体に補給する。

2 特別債及び地方財政特別債に係る利子補給に關し必要な事項は、政令で定める。

(公共事業に係る地方債の利子補給)

第五条 国は、毎年度、昭和五十年年度の国の一般会計又は各特別会計の補正予算で追加された国

庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて地方公共団体が施行する公共事業に係る経費に充てるため同年度に起こした地方債に係る当該年度分の利子支払額(他の法令に基づき国が補給する利子補給金がある場合には、当該利子補給金に相当する額を控除した額)に相当する金額を当該地方公共団体に補給する。

2 前項に規定する地方債に係る利子補給に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項中地方交付税法附則第十一項の改正規定を次のように改める。

附則第十一項中「昭和五十二年年度から昭和五十五年年度まで」を「昭和五十二年年度から昭和六十年年度まで」に、「下欄に掲げる金額」を「下欄に掲げる加算額」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	加 算 額
昭和五十二年年度	百二十四億円
昭和五十三年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円
昭和五十六年度	八百五十億円
昭和五十七年度	千二百億円
昭和五十八年度	千二百九十億円
昭和五十九年度	千四百四十億円
昭和六十年年度	千六百十億円
	千八百十億円
	二千二十九億八千万円

附則第三項中交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第八項の改正規定を次のように改める。

附則第八項中「昭和五十年年度分にあつては同号に掲げる額」を「昭和五十年年度分にあつては同号に掲げる額と昭和五十年年度特別法第一条第一項第

一号に掲げる額との合計額」に、「昭和五十五年年度まで」を「昭和六十年年度まで」に、「下欄に掲げる額」を「下欄に掲げる加算額」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	加 算 額
昭和五十二年年度	百二十四億円
昭和五十三年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円
	八百五十億円
	千二百億円
	千二百九十億円
	千四百四十億円
	千六百十億円
	千八百十億円
	二千二十九億八千万円

昭和五十六年度	千二百九十億円
昭和五十七年度	千四百四十億円
昭和五十八年度	千六百十億円
昭和五十九年度	千八百十億円
昭和六十年年度	二千二十九億八千万円

この修正の結果必要となる経費
この修正の結果必要となる経費は、平年度約三千億円の見込みである。

十一月十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は十一月十日)
一、石油コンビナート等災害防止法案

昭和五十年十一月二十一日印刷

昭和五十年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局